



AIG損保

通信販売用

ベーシック傷害保険の約款

普通保険約款・特約

2023.2版（2023年3月1日以降保険始期契約用）

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。保険約款をお届けします。
ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

9時から17時 平日・土・日・祝日(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

9時から17時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602
東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL: 03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

◆ 目 次 ◆

普通保険約款・特約

ベーシック傷害保険普通保険約款 2

お客さまのご契約には、ご契約の保険証券の特約欄等に表示された特約がセットされています。
 なお、保険証券において、下欄記載の略称を表示している場合があります。

特約名称	掲載頁
傷害死亡保険金支払特約	5
傷害後遺障害保険金支払特約	6
傷害入院保険金支払特約（略称 傷害入院保険金特約（日額））	9
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）	10
傷害通院保険金支払特約	12
地震・噴火・津波危険補償特約	13
特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約	14
新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用） （特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約がセットされている契約に自動でセットされます。）	17
熱中症危険に関する特約	17
細菌性食中毒等に関する特約	17
傷害医療費用補償特約	17
疾病入院医療保険金支払特約	19
疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）	21
疾病入院療養一時金支払特約	23
携行品損害補償特約	25
育英費用補償特約	27
葬祭費用補償特約	30
傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約用）	31
被害事故補償特約	31
個人賠償責任補償特約	37
個人・受託品賠償責任補償特約	39
賠償事故の解決に関する特約	42
他の保険契約からの継続に関する特約	44
通信販売に関する特約	44
通信販売に関する特約の一部変更に関する特約	45
訴訟の提起に関する特約	45

ベーシック傷害保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款（これに付帯された特約を含みます。以下「普通保険約款等」といいます。）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される特約に別の規定がある場合を除きます。

	用語	定義
か	解除	当会社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	保険契約者または被保険者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き	既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から、保険契約の条件を変更した日、保険契約が解除もしくは解約された日、または保険契約が失効した日までの期間をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	失効	この保険契約の全部または一部の効力を、この保険契約に適用される普通保険約款等に定める時に失効することをいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害等	普通保険約款等の規定により、当会社が保険金を支払うべき傷害、疾病、損害、損失または費用等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係（注）と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。ただし、婚姻の届出をしている者がいる場合は、婚姻の届出をしている者としします。 (注) 社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいいます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。
み	未経過期間	この保険契約の条件を変更した日または保険契約が解除もしくは解約された日から、この保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのぼって失効することをいいます。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款等における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年/法令番号）
さ	災害救助法（昭和22年法律第118号）
へ	弁護士法（昭和24年法律第205号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時（注）に始まります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領取前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第2条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
- ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知れた時から1か月を経過した時点または保険契約締結時から5年を経過した場合（注）当会社のために保険契約の締結を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した損害等については適用しません。

第3条（保険契約者の住所変更）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。ただし、保険契約の取消しまたは解除を通知する場合には、この規定は適用しません。

第4条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効とします。

第5条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第6条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第7条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第8条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社によるこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - I. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤ ①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) または (2) の規定による解除が保険事故（注1）の生じた後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(注1) (2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。
(注2) (2) の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者を受け取るべき金額に限りま。

第9条（保険契約者による保険契約の解約請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保

除者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解約することを求めることができます。

- ① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしないかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合
 - ④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解約請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約しなければなりません。（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解約することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。（注）その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約（注）が解約された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第10条（保険契約解除・解約の効力）

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合）

- (1) 当会社は、第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することができます。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = \left(\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料} \right) \times \left(1 - \frac{\text{未経過期間における月数（注）}}{12} \right)$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数（注）}}{12} \right)$ （注）1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (3) (1) ①の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができません。
- (4) (1) ②の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約

者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前を生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款等に従い、保険金を支払います。

第12条（保険料の返還－無効、失効または取消しの場合）

保険契約の無効、失効または取消しの場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第4条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合または第6条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合	保険料は返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数（注）}}{12} \right)$ （注）1か月に満たない期間は1か月とします。

第13条（保険料の返還－解除または解約の場合）

保険契約の解除または解約の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第2条（告知義務）(2)、第8条（重大事由による解除）(1)または第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知義務等の場合）(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$
② 第8条（重大事由による解除）(2)の規定により、当会社が保険契約（注1）を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数（注）}}{12} \right)$ （注）1か月に満たない期間は1か月とします。
③ 第7条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数（注）}}{12} \right)$ （注）1か月に満たない期間は1か月とします。
④ 第9条（被保険者による保険契約の解約請求）(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約（注1）を解約した場合	
⑤ 第9条（被保険者による保険契約の解約請求）(3)の規定により、被保険者がこの保険契約（注1）を解約した場合（注2）	

- (注1) その被保険者に係る部分に限ります。
 (注2) 返還保険料は保険契約者に返還します。

第14条（事故発生時の義務等）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った場合は、この保険契約に付帯された特約において規定する事故発生時の義務等を履行しなければなりません。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の義務等に違反した場合、またはその義務等における通知もしくは説明について知っていた事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) <用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険事故の内容または損害等の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害等の程度、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第17条 (時効)

保険金請求権は、第15条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第18条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、その保険金を規定する特約に別の定めがない限り、被保険者またはその法定相続人がその損害等について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第19条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人によるこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する権利および義務が移転するものとします。

第20条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款等に関する義務を負うものとします。

第21条 (被保険者が複数の場合の約款の適用)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第22条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第23条 (準拠法)

この普通保険約款等に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 補償条項

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定に従い、保険金を支払います。

第2条 (保険金を支払わない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

特 約

傷害死亡保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1） いずれもそのための練習を含みます。 （注2） 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注） クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸引または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注） 継続的に吸入、吸引または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注） 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注） 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ 保険金額	保険証券記載の傷害死亡保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令（公布年/法令番号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）	

第1条（保険金を支払う場合）

- 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金額の全額（注）を傷害死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
（注）この保険契約に傷害後遺障害保険金支払特約が付帯されている場合において、既に支払った傷害後遺障害保険金があるときは、保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- 第11条（死亡保険金受取人の変更）（1）または（2）の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- 第11条（死亡保険金受取人の変更）（8）の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当社は、均等の割合により傷害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。
 - 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ①に規定する者以外の傷害死亡保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、傷害死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または争い行為
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - 被保険者の脳疾患、疾病または心臓喪失
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害死亡保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害死亡保険金を支払います。
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性的による事故
 - ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- （注1） 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2） 傷害死亡保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注3） 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - （注4） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。
 - （注5） 使用済燃料を含みます。
 - （注6） 原子核分裂生成物を含みます。
- 当社は、被保険者が入浴中の溺水（注）に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。ただし、被保険者が、当社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害死亡保険金を支払います。（注） 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
 - 当社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害死亡保険金を支払いません。
- 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
 - 被保険者が次のいずれかに該当する間
 - 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害死亡保険金を支払います。
 - 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害死亡保険金を支払います。
 - 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合には、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日または遭難して30日を超過してなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が傷害によって死亡したものと推定します。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害死亡保険金を受け取るべき者が治療を怠らなかったことにより傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第6条（保険契約の無効）

保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかったときには、保険契約は無効とします。
（注） 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第7条（保険料の返還—無効の場合）

前条の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料の全額を返還します。

第8条（事故発生時の義務等）

- 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

- この特約にかかる保険金の当社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができます。とします。
- この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第10条（当社の指定する医師が作成した診断書等）

- 当社は、第8条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害死亡保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害死亡保険金を受け取るべき者に対して当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 - （1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
 - 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 - 収入の喪失を含みません。
- ### 第11条（死亡保険金受取人の変更）
- 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
 - 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条（酒気帯り運転等）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失
 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害後遺障害保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害後遺障害保険金を支払います。
 ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) 運転する地における法令によるものをいひ、走行以外の操作資格を含みます。
 (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注5) 使用済燃料を含みます。
 (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかんときでも、傷害後遺障害保険金を支払いません。
 ② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害後遺障害保険金を支払います。
 (注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。
 (注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- (3) 当社は、被保険者の職業が別表2に掲げられるものいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害後遺障害保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間
 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
 イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等を行う方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害後遺障害保険金を支払います。
 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（当社の責任限度額）

当社がこの特約に基づき支払うべき傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害後遺障害保険金を受け取るべき者が治療をささなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第6条（事故発生時の義務等）

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

第7条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、こ

れを行使することができるものとします。

- ① 被保険者に後遺障害が生じた時
 ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第6条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害後遺障害保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害後遺障害保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第9条（傷害後遺障害保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付された特約の規定を準用します。

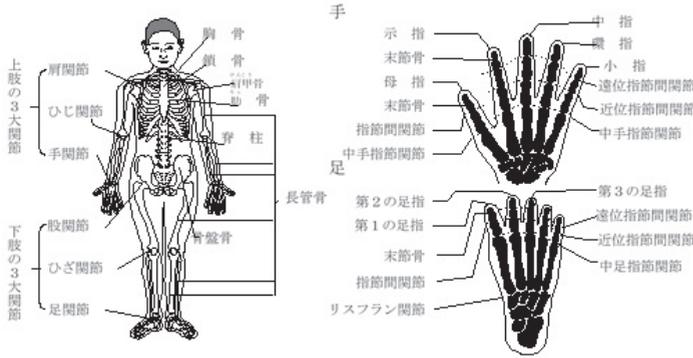
別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの	59%

	(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）		第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%	第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができないもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%	第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%	第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歳以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することが	4%

- できなくなったもの
 (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの
 (9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
 注2 関節等の説明図



別表2 第2条（保険金を支払わない場合—その1）(3)の危険な職業
 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
 (注1) 動物園の飼育係を含みます。
 (注2) レフリーを含みます。

別表3 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等
 山岳登山（注1）、リョージュ、ポプスレー、スカルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリッククライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるブルクライングを除きます。
 (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）を除きます。

別表4 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書
4.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5.	後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6.	被保険者の印鑑証明書
7.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害後遺障害保険金の請求を第三者に委任する場合）
8.	その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害後遺障害保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害入院保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車（注）または原動機付自転車を含みます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金日額	保険証券記載の傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）	
そ	臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を傷害入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）}$$

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金を支払いません。
 (2) (1)の期間により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。
 (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
 (3) 被保険者が傷害入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては傷害入院保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害入院保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 ア. 法令に定められた運転資格（注3）を保持しないで自動車等を運転している間
 イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等）の禁止した第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 被保険者の妊娠、疾病または心神喪失
 ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害入院保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害入院保険金を支払います。

- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 傷害入院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注5) 使用済燃料を含みます。
 (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
 (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかんときでも、傷害入院保険金を支払いません。
 ② 被保険者の入浴中の溺水(注2)。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注2)に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害入院保険金を支払います。

- (注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。
 (注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- (3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるものいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害入院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
 ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害入院保険金を支払います。
 イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害入院保険金を支払います。
 ウ. 法令により許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態での、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
 (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害入院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条(事故発生時の義務等)

- (1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害入院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生時の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害入院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これを行することができるものとします。
 ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 ② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第7条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第5条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害入院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害入院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第8条(傷害入院保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害入院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

- 別表1 第2条(保険金を支払わない場合—その1)(3)の危険な職業
 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
 (注1) 動物園の飼育係を含みます。
 (注2) レフリーを含みます。

- 別表2 第3条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等
 山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
 (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
 (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)を除きます。

別表3 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書
4.	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5.	傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6.	入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7.	被保険者の印鑑証明書
8.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害入院保険金の請求を第三者に委任する場合)
9.	その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

注 傷害入院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
き	競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	自動車等	自動車(注)または原動機付自転車(注)をいいます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術

	ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、取取または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、取取または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害入院保険金日額	この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金日額をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年/法令番号）
け	健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が保険事故によって傷害を被り、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、傷害手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1保険事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{傷害手術保険金の額}} = \boxed{\text{傷害入院保険金日額}} \times 5$$

（注1）1保険事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害手術保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令で定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等

を運転している間

- ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害手術保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害手術保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）傷害手術保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注5）使用済核燃料を含みます。
（注6）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、傷害手術保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害手術保険金を支払います。

（注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注2）水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害手術保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害手術保険金を支払います。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害手術保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後その原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害手術保険金を受け取るべき者が治療を怠らなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害手術保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が被った傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時から発生し、これ行使することができるとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第7条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）
(1) 当会社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度認定その他傷害手術保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害手術保険金

を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。
第8条(傷害手術保険金の受取人の変更)

保険契約者は、傷害手術保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条(保険金を支払わない場合—その1)(3)の危険な職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競選手、自動車競選手、自転車競選手、モーターボート競選手、猛獣取扱者(注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(注1) 動物園の飼育係を含みます。

(注2) レフリーを含みます。

別表2 第3条(保険金を支払わない場合—その2)①の運動等

山岳登山(注1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリッククライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を用い、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)を含みます。を除きます。

別表3 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書
4.	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5.	傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
6.	入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7.	被保険者の印鑑証明書
8.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(傷害手術保険金の請求を第三者に委任する場合)
9.	その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 傷害手術保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害通院保険金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1) いずれもそのための練習を含みます。 (注2) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
し 自動車等	自動車(注)または原動機付自転車を含みます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
傷害通院保険金日	保険証券記載の傷害通院保険金日額をいいます。

額	
乗用具	自動車等、モーターボート(注)、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注) 水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
つ 通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのもは含みません。
ほ 保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
と	道路交通法(昭和35年法律第105号)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を傷害通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{傷害通院保険金の額} = \text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表1に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(注)を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。

(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、鎖骨固定帯、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

(3) 当社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、この保険契約に付帯されている傷害入院保険金支払特約の規定による傷害入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が傷害通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては傷害通院保険金を支払いません。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

- 1 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - 2 ①に規定する者以外の傷害通院保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
 - 3 被保険者の自行為、犯罪行為または闘争行為
 - 4 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ. 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - オ. 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - カ. 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が傷害通院保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害通院保険金を支払います。
 - キ. 被保険者に対する刑の執行
 - ク. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ケ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - コ. 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - セ. ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ソ. ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - 5 (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 6 (注2) 傷害通院保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 7 (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 - 8 (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - 9 (注5) 使用済燃料を含みます。
 - 10 (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解がないもの。この場合において、その症状の原因がいかなくとも、傷害通院保険金を支払いません。
- ② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害通院保険金を支払います。
- （注1）いわゆる「むちうち症」をいいます。
（注2）水中に没し、水を吸引したことに よる窒息をいいます。
- （3）当社は、被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害通院保険金を支払いません。

- ① 被保険者が別表3に掲げる運動等を行っている間
② 被保険者が次のいずれかに該当する間
ア. 乗用具を用いて競技等を行っている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等を行っている間については、傷害通院保険金を支払います。
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害通院保険金を支払います。
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等を行っている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（他の身体の障害または疾病の影響）

- （1）被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- （2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害通院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第5条（事故発生時の義務等）

- （1）被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害通院保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- （2）被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害通院保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況の状況を当社に書面により通知しなければなりません。

第6条（保険金の請求）

- （1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次のいずれか早い時から発生し、これ行使することができるものとします。
- ① 被保険者が被った傷害の治療を目的とした通院が終了した時
② 傷害通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
③ 保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

（2）この特約にかかる保険金の請求書類は、別表4に掲げる書類とします。

第7条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- （1）当社は、第5条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度を認定その他傷害通院保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害通院保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めすることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第8条（傷害通院保険金の受取人の変更）

保険契約者は、傷害通院保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

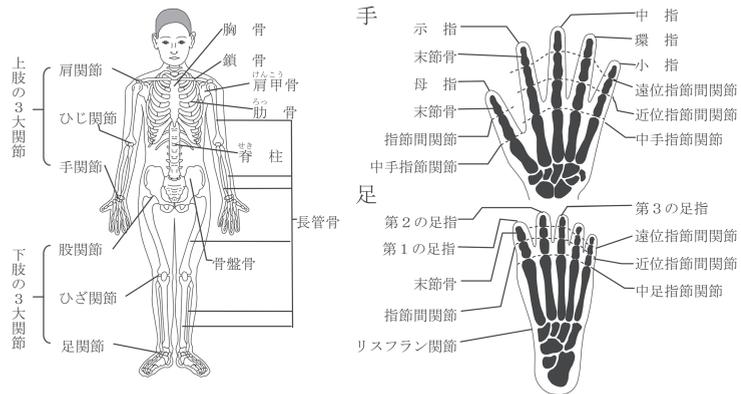
別表1 骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

（注）ギプス、ギプスシース、ギプスチャレ、シースその他これらと同程度に固定することができるものをいい、頸椎カラー、頸骨固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター、テーピング、三角巾その他被保険者が任意で容易に着脱できるものおよび骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

注1 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については注2の関節等の説明図によります。

注2 関節等の説明図



別表2 第2条（保険金を支払わない場合—その1）（3）の危険な職業
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（注1）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注2）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（注1）動物園の飼育係を含みます。

（注2）レフリーを含みます。

別表3 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リユージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等）を含みます。を除きます。

別表4 保険金請求書類

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 被保険者の印鑑証明書
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（傷害通院保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等に欠いて定めたもの

注 傷害通院保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

地震・噴火・津波危険補償特約

- （1）当社は、この特約により、下欄に掲げる特約における保険金を支払わない場合の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害等に対しても、それぞれの特約に規定する保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
育児費用補償特約
傷害医療費用補償特約
葬祭費用補償特約

- (2) (1)の規定によりそれぞれの特約に規定する保険金を支払う場合で、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(2)に掲げる特別な照会または調査および日数の規定（注）に次の区分を追加して、同条の規定を適用します。
(注) 普通保険約款に付帯された他の特約において、特別な照会または調査および日数が規定されている場合は、その規定を含みます。

照会または調査	日数
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合における普通保険約款第1章基本条項第16条(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	365日

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
け 継続契約	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約の保険期間の満了日（注）を保険期間の開始日とする特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約をいいます。 （注）その特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約付帯保険契約が満了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
し 診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。
ち 治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
と 特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（注）をいいます。 （注）同法第7章の2第44条の9（指定感染症に対するこの法律の運用）第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
ほ 保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、特定感染症の発病をいいます。

- (2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年/法令番号）
か 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	
そ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）	

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- (2) (1)の発病の認定は、診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または被保険者の親権者もしくは後見人の故意または重大な過失。
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）

- ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

- (注4) 使用済燃料を含みます。

- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当会社は、傷害後遺障害保険金支払特約、傷害入院保険金支払特約および傷害通院保険金支払特約の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当会社は、被保険者の始期日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- (2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第4条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times \boxed{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目における診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のどおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 同一の特定感染症の発病より、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

- (5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{適用する割合}} = \boxed{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}$$

第5条（入院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{入院保険金の額}} = \boxed{\text{入院保険金日額}} \times \boxed{\text{入院した日数（注）}}$$

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。

- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者がこの特約または傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第6条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\boxed{\text{通院保険金の額}} = \boxed{\text{通院保険金日額}} \times \boxed{\text{通院した日数（注）}}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または傷害入院保険金支払特約の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第7条 (当会社の責任限度額)

当会社がこの特約の規定に基づき支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の額をもって限度とします。

限度額	=	保険金額	-	(傷害後遺障害保険金支払特約第1条 (保険金を支払う場合)および第4条 (後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額)
-----	---	------	---	---

第8条 (他の特約による支払保険金に関する特則)

- (1) 傷害死亡保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約第1条 (保険金を支払う場合)および第4条 (後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。
- (2) 傷害後遺障害保険金支払特約の規定に基づき当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額から傷害後遺障害保険金支払特約第1条 (保険金を支払う場合)および第4条 (後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をもって限度とします。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害入院保険金支払特約の規定による入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害入院保険金支払特約に規定する入院保険金を支払いません。
- (4) 第5条 (入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。
- (5) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中に、さらに傷害通院保険金支払特約の規定による通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、傷害通院保険金支払特約に規定する通院保険金を支払いません。

第9条 (事故発生時の義務等)

被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第10条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使すことができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
- イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- ② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第1条 (保険金を支払う場合)の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
- イ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- ③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
- ア. 被保険者が被った第1条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時
- イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
- ウ. 特定感染症の発病の日からその日を含めて180日を経過した時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第11条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第9条 (事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条 (保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用(注)は、当会社が負担します。
- (注) 収入の喪失を含みません。

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

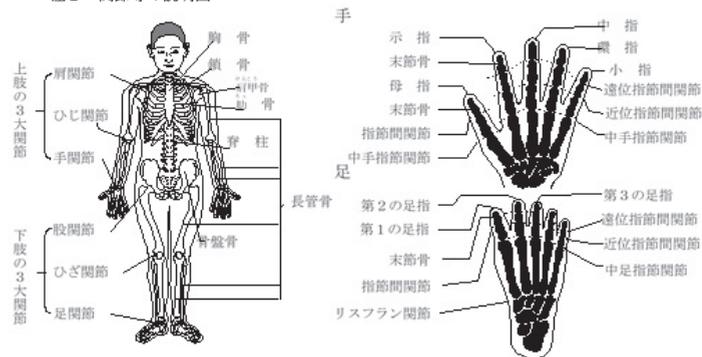
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったものと (6) 両上肢の用を全廃したものと (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったものと	100%

	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったものと (6) 両下肢を足関節以上で失ったものと	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものと (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったものと (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったものと (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったものと (6) 両手の手指の全部の用を廃したものと(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったものと	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったものと (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったものと (5) 1下肢を足関節以上で失ったものと (6) 1上肢の用を全廃したものと (7) 1下肢の用を全廃したものと (8) 両足の足指の全部を失ったものと(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に挿しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったものと	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったものと (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったものと (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものと (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったものと (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい	42%

	い運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの			(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したものの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%	第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したものの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したものの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%	第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したものの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%			
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当程度の支障があるもの	15%			
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	10%			

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書		○	○	○
2. 保険証券		○	○	○
3. 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症の程度またはその特定感染症による後遺障害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○
4. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類		○	○	○
5. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○
6. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○
7. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約がセットされている契約につきましては、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約（特定感染症用）」が自動でセットされます。

第1条（新型コロナウイルス感染症の追加）

当会社は、この特約により、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約の＜用語の定義＞に規定する「特定感染症」に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（注）を追加します。

（注）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限ります。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

熱中症危険に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約

（2）（1）に掲げる特約の＜用語の定義＞で規定される「傷害」には、急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

第2条（疾病補償の特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害は含まないものとします。

疾病入院医療保険金支払特約
疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
疾病入院療養一時金支払特約

細菌性食中毒等に関する特約

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、この特約により、保険期間中に被保険者が身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を生じたときには、次に掲げる特約に規定する保険金を支払います。

傷害死亡保険金支払特約
傷害後遺障害保険金支払特約
傷害入院保険金支払特約
傷害手術保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
傷害通院保険金支払特約
傷害医療費用補償特約

（2）（1）に掲げる特約の＜用語の定義＞で規定される「傷害」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含むものとします。

第2条（疾病補償の特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、次に掲げる特約に規定する保険金を支払うべき「疾病」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

疾病入院医療保険金支払特約
疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
疾病入院療養一時金支払特約

第3条（特定感染症危険支払特約における取扱い）

当会社は、この特約が付帯された場合には、特定感染症危険支払特約（注）に規定する保険金を支払うべき「特定感染症」には、身体外部から有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の症状を含まないものとします。

（注）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約をいいます。

傷害医療費用補償特約

＜用語の定義＞

（1）この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い	医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	一部負担金 法令等の定める治療料金の一部を被保険者が負担するものをいいます。
き	競技等 競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ	公的医療保険制度 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 ② 国民健康保険法 ③ 国家公務員共済組合法 ④ 地方公務員共済組合法 ⑤ 私立学校教職員共済法 ⑥ 船員保険法 ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律
さ	差額ベッド代 被保険者以外の医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負担する一般室との差額をいいます。
し	自動車等 自動車（注）または原動機付自転車をいいます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
	支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷	傷害 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗	乗用具 自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
た	他の保険契約等 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち	治療 医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
て	転院 入院している患者が治療・検査を受けるために、被保険者以外の医師の指示によって他の病院に移ることをいいます。
ひ	病院等 病院または診療所をいいます。
ほ	保険金額 保険証券記載の傷害医療費用保険金額をいいます。

め	保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。
ろ	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
ろ	労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法 ② 国家公務員災害補償法 ③ 裁判官の災害補償に関する法律 ④ 地方公務員災害補償法 ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）	
け	健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）
	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
	国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）
さ	裁判官の災害補償に関する法律（昭和35年法律第100号）
し	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
と	道路交通法（昭和35年法律第105号）
ろ	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が傷害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合は、被保険者が次に掲げる費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、傷害医療費用保険金を被保険者に支払います。ただし、保険事故の発生の日から365日を経過した後の費用に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

- ① 被保険者が治療のために病院等に支払った費用（注）
- ② 入院、転院または退院のための被保険者に係る移送費および交通費
- ③ 被保険者以外の医師の指示により行われた治療に関する費用、被保険者以外の医師の指示により購入した治療に使用する薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他被保険者以外の医師が必要と認めた費用

(注) 公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッド代およびその他被保険者が病院等に支払った費用をいいます。

(2) (1) ①から③までの費用に対して、次のいずれかの給付等がある場合は、その額を、被保険者が負担した(1)の費用の額から差し引くものとします。

- ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により被保険者に対して行われる治療に関する給付（注1）
- ② 被保険者が負担した(1)の費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付（注2）

(注1) 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付（注3）を含みます。

(注2) 他の保険契約等により支払われた傷害医療費用保険金に相当する保険金または共済金を除きます。

(注3) いわゆる「附加給付」をいいます。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の傷害医療費用保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条（酒気帯り運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が傷害医療費用保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、傷害医療費用保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 傷害医療費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転する車における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。

(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 使用済燃料を含みます。

(注6) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

① 被保険者が頸部症候群（注1）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がわからないときでも、傷害医療費用保険金を支払いません。

② 被保険者の入浴中の溺水（注2）。ただし、被保険者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水（注2）に至ったことが客観的に確認できる場合は、傷害医療費用保険金を支払います。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。

(3) 当会社は、被保険者の職業が別表1に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、傷害医療費用保険金を支払いません。

① 被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、傷害医療費用保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、傷害医療費用保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（傷害医療費用保険金の支払額）

(1) 当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、第1条（保険金を支払う場合）に掲げる費用の総額から、1回の保険事故につき免責金額を差し引いた額とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、当会社が支払う傷害医療費用保険金の額は、1回の保険事故につき、保険金額をもつて限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、被保険者の負担した費用の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を傷害医療費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② この保険契約の支払責任額

③ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
被保険者の負担した費用の額（注）から、他の保険契約の支払額または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 当会社が傷害医療費用保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）の費用の額のうち、被保険者が実際に負担した費用の額をいいます。

(2) (1)の被保険者が負担した費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは傷害医療費用保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第7条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生状況を当会社に書

面により通知しなければなりません。

第8条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第1条 (保険金を支払う場合) (1) の費用を負担した時から発生し、これ行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第9条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第7条 (事故発生時の義務等) の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条 (保険金の請求) および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他傷害医療費用保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または傷害医療費用保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1) の規定による診断または死体の検案 (注1) のために要した費用 (注2) は、当会社が負担します。

- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (代位)

- (1) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して傷害医療費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が費用の額を傷害医療費用保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、傷害医療費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および傷害医療費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条 (普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係)

- 当会社は、1回の保険事故であると否とを問わず、この保険契約に付帯される他の特約 (注) により支払われる保険金とこの特約の傷害医療費用保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- (注) 被保険者の被った傷害に対して一定額の保険金を支払う特約に限ります。

第12条 (普通保険約款との関係)

- この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条 (代位) の規定は適用しません。

第13条 (準用規定)

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第2条 (保険金を支払わない場合—その1) (3) の危険な職業

- オートテストター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 (注1)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (注2)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- (注1) 動物園の飼育係を含みます。
- (注2) レフリーを含みます。

別表2 第3条 (保険金を支払わない場合—その2) ①の運動等

- 山岳登山 (注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 (注2) 操縦 (注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (注4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- (注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。) をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- (注2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機 (パラプレーン等) をいいます。を除きます。

別表3 保険金請求書類

	提出書類
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める傷害状況報告書	
4. 公の機関 (やむを得ない場合には、第三者) の事故証明書	
5. 傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 費用を支払ったことを示す領収書	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 診療明細書	

9. 当会社が被保険者の症状・治療内容について医師に照会し説明を求めることについての同意書
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (傷害医療費用保険金の請求を第三者に委任する場合)
11. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの

注 傷害医療費用保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病入院医療保険金支払特約

<用語の定義>

- (1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 継続契約	疾病入院医療保険金支払特約付保険契約の保険期間の終了日 (注) を保険期間の開始日とする疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病入院医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日 (注1) における被保険者の年齢 (注2) をいいます。 (注1) この特約がこの保険契約の保険期間の途中で付帯された場合は、その付帯日とします。 (注2) 満年齢とします。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
し 疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病入院医療保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病を被った時	診断 (注) による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断 (注) により初めて発見された時をいいます。 (注) 被保険者以外の医師による診断をいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 (注) を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初年度契約	継続契約以外の疾病入院医療保険金支払特約付保険契約をいいます。
と 同一の疾病	医学上重要な関係にある一連の疾病 (注) のことをいいます。 (注) 病名が異なる場合を含みます。
ち 治療	医師 (注) が必要であると認め、医師 (注) が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
に 入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日 (注) までの期間中の延日数をいいます。 (注) いずれもその日を含みます。
ひ 病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合に

		は、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金	疾病入院医療保険金をいいます。
	保険金日額	保険証券記載の疾病入院医療保険金日額をいいます。
	保険事故	この特約においては、疾病の発病をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令（公布年/法令番号）
い	医療法（昭和23年法律第205号）
か	介護保険法（平成9年法律第123号）
け	健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し	柔道整復師法（昭和45年法律第19号） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
そ	臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。 （注1）この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 （注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
- 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その疾病
- 保険期間が始まった後でも、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条（疾病入院医療保険金の支払）(1)の入院を開始した場合は、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として入院（注）を開始した場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない検査のための入院などは含まれません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当会社は、保険期間中に被保険者が第5条（疾病入院医療保険金の支払）(1)の入院を開始（注）した場合に限り、保険金を支払います。

（注）第5条（3）の規定により1回の入院とみなした2回以上の入院については、この保険契約の保険期間との関係にかかわらず、最初の入院の開始時に開始したものとみなします。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に開始した入院については、保険期間の開始時（注）以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。

（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
- ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部を受け取る場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病
- 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、

治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって被った疾病

⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故によって被った疾病

⑧ ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病

⑨ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

⑪ 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）使用済燃料を含みます。

（注5）原子核分裂生成物を含みます。

（注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（疾病入院医療保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が疾病を被り、その治療のために保険期間中に入院を開始した場合（注1）は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{保険金日額} \times \text{入院日数（注2）}$$

（注1）保険証券に免責入院日数の記載がある場合は、その日数を超えて入院が継続したときに限ります。

（注2）1回の入院について、保険証券記載の支払限度日数を限度とします。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であつて、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が同一の疾病の治療を目的として入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして(1)および(2)の規定を適用します。ただし、同一の疾病による入院でも、保険金の支払われることとなつた最終の入院の退院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に開始した入院については、新たな疾病による入院として(1)および(2)の規定を適用します。

(4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中新たに他の疾病を被ったとしても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

(5) 被保険者が、保険金の支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき疾病を被った場合には、その疾病を被った時に入院したものとみなして(1)から(4)までの規定を適用します。

(6) 被保険者が疾病を被った時の属する日（注1）から保険金を支払うべき入院を開始した日までの間に、この疾病入院医療保険金支払特約付保険契約（注2）の支払条件の変更があつた場合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注1）疾病を被った時の属する日が入院を開始した日の2年前の応当日以前の場合、その応当日の翌日を起算日とします。

（注2）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。

（注3）2回以上の変更があつた場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条（疾病の程度の決定）

(1) 保険金支払の対象となっていない疾病の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当会社は、その影響がなかつた場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠つたことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかつたことにより保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

（注）保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条（事故発生時の義務等）

被保険者が第5条（疾病入院医療保険金の支払）(1)の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、

疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときはまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第8条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次のうちいずれか早い時から発生し、これを行行使することがで

きるものとしします。
 ① 入院が終了した時
 ② 入院日数が保険証券記載の支払限度日数に到達した時
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。
 第9条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)
 (1) 当会社は、第7条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みません。

第10条(契約年齢の計算)
 この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第11条(契約年齢の誤りの取扱い)
 (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
 ① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
 ② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
 (注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(2) 保険契約者が、(1)の規定により当社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合は第5条(疾病入院医療保険金の支払)(1)の入院を開始した場合は、当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
 (注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
 (注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。
 (注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第12条(疾病入院医療保険金の受取人の変更)
 保険契約者は、疾病入院医療保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第13条(普通保険約款との関係)
 この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)の規定は適用しません。

第14条(準用規定)
 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	提出書類
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める疾病状況報告書	
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書	
10. 被保険者の戸籍謄本	
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	
12. その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできるもの書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病手術医療保険金支払特約(公的医療保険準拠型)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け 継続契約	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (注) その疾病手術医療保険金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合には、その解除日または解約日をいいます。
契約年齢	この保険契約の保険期間の初日(注1)における被保険者の年齢(注2)をいいます。 (注1) この特約がこの保険契約の保険期間の途中で付帯された場合は、この付帯日とします。 (注2) 満年齢とします。
こ 公的医療保険制度	次のいずれかに法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
し 歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病手術医療保険金支払特約付保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病を被った時	診断(注)による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断(注)により初めて発見された時をいいます。 (注) 被保険者以外の医師による診断をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 カ. 異物除去(外耳、鼻腔内) キ. 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ク. 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1) 歯科診療報酬点数表に手術料および放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りま (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものおよび放射線治療(放射線照射および温熱療法をいいます)に限りま。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与を除きます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいいます。この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

ち	初年度契約 治療	継続契約以外の疾病手術医療保険金支払特約付保険契約をいいます。 医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ひ	病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同等と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金 保険金額 保険事故	疾病手術医療保険金をいいます。 保険証券記載の疾病手術医療保険金額をいいます。 この特約においては、疾病の発病をいいます。
り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）	
い	医療法（昭和23年法律第205号）
か	介護保険法（平成9年法律第123号）
け	健康保険法（大正11年法律第70号）
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
し	柔道整復師法（昭和45年法律第19号） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。 （注1）この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。 （注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
- 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であった場合は、その疾病

(4) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1)の手術を受けた場合は、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が疾病を被り、その直接の結果として手術（注）を受けた場合に、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）美容整形などの手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断および生検、腹腔鏡検査等の検査のための手術などは含まれません。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、保険期間中に被保険者が第5条（疾病手術医療保険金の支払）(1)の手術を受けた場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(4) 疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日からその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。
（注）この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。

- 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
- ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
- 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った疾病
- 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
- 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
- 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）によって被った疾病
- 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病
- ⑥および⑦の事故の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
- ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病
- 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。

- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- （注6）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（疾病手術医療保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が被った疾病の治療を直接の目的として、保険期間中に病院等において手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、保険金として被保険者に支払います。

① 入院中に受けた手術の場合

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times 10$$

② ①以外の手術の場合

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{保険金額}} \times 5$$

(2) 当社は、被保険者が保険金の支払事由に該当する手術を複数回受けた場合で、次のいずれかに該当するときは、それらの手術のうち保険金の支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ保険金を支払います。

- 同一の日に複数回受けた場合（注）
- それらの手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当する場合
（注）1回の手術が2日以上にわたった場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。

(3) 当社は、被保険者が、保険金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目についてのみ保険金を支払います。

(4) 当社は、被保険者が、保険金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合には、保険金が支払われることとなった最後の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金を支払いません。

(5) 被保険者が疾病を被った時の属する日（注1）から保険金を支払うべき手術を受けた日までの間に、この疾病手術医療保険金支払特約付保険契約（注2）の支払条件の変更があった場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いずれか低い金額を支払います。
（注1）疾病を被った時の属する日が手術を受けた日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
（注2）この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
（注3）2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条（疾病の程度の設定）

(1) 保険金支払の対象となっていない疾病の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第7条 (事故発生時の義務等)

被保険者が第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その手術を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容およびその程度、手術の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が手術を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第9条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第7条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。

(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第10条 (契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第11条 (契約年齢の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。

① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(2) 保険契約者が、(1)の規定により当社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合または第5条(疾病手術医療保険金の支払)(1)の手術を受けた場合は、当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第12条 (疾病手術医療保険金の受取人の変更)

保険契約者は、疾病手術医療保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第13条 (普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)の規定は適用しません。

第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める疾病状況報告書
4.	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5.	疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6.	入院日数を記載した病院等の証明書類
7.	被保険者の印鑑証明書
8.	当会社が被保険者の症状・治療内容について医師に照会し説明を求めることについての同意書
9.	被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書
10.	被保険者の戸籍謄本
11.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
12.	その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病入院療養一時金支払特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い	医学的他覚所見 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
け	継続契約 疾病入院療養一時金支払特約付保険契約の保険期間の終了日(注)を保険期間の開始日とする疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。 (注) その疾病入院療養一時金支払特約付保険契約が終了日前に解除または解約された場合には、その解除日または解約日をいいます。
	契約年齢 この保険契約の保険期間の初日(注1)における被保険者の年齢(注2)をいいます。 (注1) この特約がこの保険契約の保険期間の途中で付帯された場合は、その付帯日とします。 (注2) 満年齢とします。
こ	公的医療保険制度 次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
し	疾病 被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。 疾病入院療養一時金支払特約付保険契約 この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
	疾病を被った時 診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、診断により初めて発見された時をいいます。
	傷害 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害のうち、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始したものをいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。 (注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
	初年度契約 継続契約以外の疾病入院療養一時金支払特約付保険契約をいいます。
	診断 医師(注)による診断をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ち	治療 医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
に	入院 自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 入院日数 入院を開始した日から入院を終了した日(注)までの期間中の延日数をいいます。 (注) いずれもその日を含みます。
と	同一の疾病 医学上重要な関係にある一連の疾病(注)のことをいいます。 (注) 病名が異なる場合を含みます。
ひ	病院等 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。 イ. 骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所 ウ. 上記アまたはイと同と認められる日本国外にある医療施設
ほ	保険金 疾病入院療養一時金をいいます。 保険金額 保険証券記載の疾病入院療養一時金額をいいます。 保険事故 この特約においては、疾病の発病をいいます。

り	「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」とおよび「家族移送費」をいいます。
---	----------	---

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）		
い	医療法（昭和23年法律第205号）	
か	介護保険法（平成9年法律第123号）	
け	健康保険法（大正11年法律第70号）	
こ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）	
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	
	国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）	
し	柔道整復師法（昭和45年法律第19号）	
	私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）	
せ	船員保険法（昭和14年法律第73号）	
ち	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）	

第1条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	<p>保険期間の初日（注1）の午後4時（注2）に始まります。</p> <p>(注1) この保険契約の締結後に被保険者に該当することとなる者がある場合には、その該当した日とします。</p> <p>(注2) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。</p>
② 終了時間	<p>保険期間の末日の午後4時に終わります。</p>

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、次のいずれかに該当する疾病に対しては、保険金を支払いません。

- この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に被った疾病
- 被保険者が疾病を被った時が、その疾病を被った時の保険契約の保険期間の開始時から保険料を領収した時までの期間中であつた場合は、その疾病
- 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1)の診断が行われた場合は、保険金を支払いません。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が被った疾病に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険期間と支払責任の関係）

- 当社は、保険期間中に第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1)の診断が行われた場合に限り、保険金を支払います。
 - (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を被った時が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
 - (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
 - 疾病を被った時が保険期間の開始時（注）より前であっても、保険期間の開始時（注）の属する日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に行なわれた診断については、保険期間の開始時（注）以後にその原因となった疾病を被ったものとみなし保険金を支払います。
- (注) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

- 当社は、次に掲げる疾病に対しては、保険金を支払いません。
- 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって被った疾病
 - ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって被った疾病。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。
 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または悪意行為によって被った疾病
 - 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものは、保険金を支払います。
 - 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによって被った疾病。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いたことによるものである場合は、保険金を支払います。
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動（注3）によって被った疾病
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った疾病
 - ⑥および⑦の疾病の原因となった事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によって被った疾病
 - ⑦以外の放射線照射または放射能汚染によって被った疾病

⑩ 頸部症候群（注6）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの。この場合において、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

- 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、保険金を支払います。
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（疾病入院療養一時金の支払）

- 当社は、被保険者が疾病を被り、その治療のために継続して保険証券記載の入院日数以上の入院が必要であると診断された場合には、保険金額の全額を保険金として被保険者に支払います。
- 同一の疾病に対する保険金は、保険期間（注）を通じ、1回の支払に限りです。
- (注) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。
- 被保険者が同時に2以上の疾病を被った場合には、その加重された状態に対して(1)および(2)の規定を適用します。ただし、第7条（疾病の程度決定）の規定に該当する場合は、同条の規定による方法で保険金を支払います。
- 既に疾病を被っている被保険者が新たに疾病を被った場合も、(3)と同様とします。
- 被保険者が疾病を被った時の属する日（注1）から(1)の診断を受けた日までの間に、この疾病入院療養一時金支払特約付保険契約（注2）の支払条件の変更があった場合は、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条件により算出された保険金の額（注3）のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (注1) 疾病を被った時の属する日（注1）の診断を受けた日の2年前の応当日以前の場合は、その応当日の翌日を起算日とします。
- (注2) この保険契約が継続契約である場合は、継続前の保険契約も含みます。
- (注3) 2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第6条（診断の取扱い）

被保険者が被った疾病に対して診断を受けることができない特別な事情があり、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事情を示す書類その他所定の書類を提出し、当社がこれを認めた場合には、当社は、他の客観的な所見をもって診断に代えることを認めることがあります。

第7条（疾病の程度決定）

- 保険金支払の対象となっていない疾病の影響によって、保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合は、当社は、その影響がなかった場合に相当する疾病の程度を決定して保険金を支払います。
- 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者（注）が治療をさせなかったことにより保険金を支払うべき疾病の程度が加重された場合も、(1)と同様の方法で支払います。
- (注) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第8条（疾病の取扱い）

- 疾病に対する治療が終了した後、その疾病に対し治療が再び必要となった場合は、後の疾病は前の疾病と同一の疾病とみなし、第5条（疾病入院療養一時金の支払）(2)の規定を適用します。
- (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後の疾病は前の疾病とは異なった疾病とみなします。
 - 疾病の治療のため入院した場合で、その入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となった場合
 - 疾病の治療のため入院をしなかった場合には、その疾病に関して最後に病院等において治療を受けた日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその疾病に関する入院治療が必要となった場合

第9条（事故発生時の義務等）

被保険者が第5条（疾病入院療養一時金の支払）(1)の診断を受けた場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その診断を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

第10条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が診断を受けた時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第11条（当社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- 当社は、第9条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、疾病の程度を認定その他保険金の支払にあり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当社が負担します。
- (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 収入の喪失を含みません。

第12条 (契約年齢の計算)

この特約の保険料を被保険者の年齢に応じて算出する場合には、契約年齢により計算します。

第13条 (契約年齢の誤りの取扱い)

- (1) 保険契約申込書記載の被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法により取り扱います。
- ① 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)を超えていた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を取り消すことができます。この場合、当会社は既に払い込まれたこの特約の保険料の全額を返還します。
 - ② 実際の契約年齢が、この特約の引受範囲(注)の範囲内であった場合には、初めから実際の契約年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。
(注) 保険料を変更することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (2) 保険契約者が、(1)の規定により当会社が請求した追加保険料の支払を怠った場合(注1)において、その追加保険料の領収前に、被保険者が疾病を被った場合または第5条(疾病入院療養一時金の支払)(1)の診断が行われた場合は、当会社は、訂正前料率(注2)の訂正後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(注2) 誤った契約年齢に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 実際の契約年齢に対して適用されるべき保険料率をいいます。

第14条 (疾病入院療養一時金の受取人の変更)

保険契約者は、疾病入院療養一時金について、その受取人を被保険者以外の者に定めること、または変更することはできません。

第15条 (普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)の規定は適用しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類	提出書類
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める疾病状況報告書	
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	
5. 疾病の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書	
6. 入院日数を記載した病院等の証明書類	
7. 被保険者の印鑑証明書	
8. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	
9. 被保険者が死亡した場合には、死亡診断書または死体検案書	
10. 被保険者の戸籍謄本	
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	
12. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできるもの書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

携行品損害補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車等	自動車(注)または原動機付自転車をいいます。 (注) クレーン車等々の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注) 同一敷地内の不動産を含みます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機等の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいい、これらの回数券を含みます。 (注) 定期券は除きます。
せ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
ほ 保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額(注)をいいます。 (注) 再調達価額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、保険の対象の損害の原因となった第2条(保険金を支払う場合)の事故をいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機能カードを含みます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)
と 道路交通法(昭和35年法律第105号)

第1条 (保険の対象の範囲)

- (1) 保険の対象は、住宅外において被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

①	船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具。ただし、眼鏡は対象とします。
④	動物、植物等の生物
⑤	株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、乗車券等、定期券および通貨等は対象とします。
⑥	預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、記章、旅券、運転免許証、許可証、免許状その他これらに類する物
⑧	その他下欄記載の物 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物</div>

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、偶然な事故(注)によって、保険の対象について生じた損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者と生計を共にする親族の故意または重大な過失。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限りです。
 - ④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注4)
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑪ 差押え、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
 ⑫ 保険の対象の置き忘れまたは紛失（注7）
 ⑬ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
 ⑭ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかつた欠陥を除きます。
 ⑮ 保険の対象のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 ⑯ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的故障。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
 ⑰ 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。
 (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注3) 運転する地における法令によるものをいひ、全国以外の操作資格を含みます。
 (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全行または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注5) 使用済燃料を含みます。
 (注6) 原子核分裂生成物を含みます。
 (注7) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

第4条（携行品損害保険金の支払額）

(1) 当社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{支払保険金の額}} = \boxed{\text{次条の規定により決定される損害額}} - \boxed{\text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度ごとに保険金額をもって限度とします。

第5条（損害額の決定）

- 当会社が保険金を支払うべき損害額は、保険の対象の保険価額によって定めます。
- 保険の対象の損傷を修理し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に戻すために必要な修理費をもって損害額（注）とします。
 (注) 価値の下落（格落損）は、損害額に含まれません。
- 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- 次条の費用を被保険者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (1)から(4)までの規定にかかわらず、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した次条の費用の合計額を損害額とします。
- 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのもの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を5万円とみなします。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用は、これを損害の一部とみなします。

①	第8条（事故発生時の義務等）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第8条④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (1)の最低免責金額、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき保険金の額を差し引いた残額にして保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

第8条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者は、保険の対象について事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。				
②	アおよびイについて、事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に当社に通知すること（注1）。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>ア.</td> <td>事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称</td> </tr> </table>	ア.	事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度	イ.	アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ア.	事故発生の日時、場所、損害状況および損害の程度				
イ.	アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称				
③	損害が盗難によって生じた場合には、直ちに警察署へ届け出ること。ただし、下記の場場合にはこのほかに各々次の届出を直ちに行うこと。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>ア.</td> <td>盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注2）および支払金融機関への届出</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関（注3）または発行者への届出</td> </tr> </table>	ア.	盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注2）および支払金融機関への届出	イ.	盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関（注3）または発行者への届出
ア.	盗難にあった保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人（注2）および支払金融機関への届出				
イ.	盗難にあった保険の対象が乗車券等の場合は、その運輸機関（注3）または発行者への届出				
④	他人に損害賠償の請求（注4）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。				
⑤	他の保険契約等の有無および内容（注5）について遅滞なく当社に通知すること。				
⑥	①から⑤までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。				

- (注1) 当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
 (注2) 被保険者が振出人である場合を除きます。
 (注3) 宿泊券の場合はその宿泊施設とします。
 (注4) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
 (注5) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

- 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
 - 前条②、③、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
 - 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
 (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは改造した場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- この特約にかかる保険金の請求書類は、別表に掲げる書類とします。

第11条（被害者の調査）

- 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と関連して当社が必要と認める事項を調査することができます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による調査に協力しなかった場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を控除して保険金を支払います。

第12条（盗難品発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第13条（残存物および盗難品の届属）

- 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思表示しない限り、当社に移転しません。
- 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第6条（費用）①の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。
- 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額（注）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
 (注) 保険の対象が乗車券等の場合は損害額をいいます。
- (4)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額（注）を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
 (注) 第6条（費用）①の費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額とします。
- (2)または(5)に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して保険金を請求することができます。この場合において、当社が保険金を支払うべき損害額は第5条（損害額の決定）の規定によって決定します。

第14条（代位）

- 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会

社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せず被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第15条 (普通保険約款との関係)

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条(代位)の規定は適用しません。

(2) 当会社は、普通保険約款第1章基本条項第8条(重大事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

(3) (1)または(2)の規定による解除が携行品損害補償特約第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第10条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

	提出書類
1. 保険金請求書	
2. 保険証券	
3. 当会社の定める事故状況報告書	
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	
5. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)	
6. 保険の対象を盗取された場合には警察署の盗難届出証明書またはこれに代わるべき書類。ただし、警察署においてその証明書が発行されない場合は、警察署へ届け出た受理番号の確認をもってこれに代えるものとします。	
7. 保険の対象の損害の程度を証明する書類	
8. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	
9. その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの	

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

育児費用補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し 自動車等	自動車(注)または原動機付自転車を含みます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。

		す。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 (注) 継続的に吸入、吸入または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
ふ 扶養者		被保険者を扶養する者で保険証券記載の者をいいます。
ほ 保険金		育児費用保険金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の育児費用保険金額をいいます。
	保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

法令(公布年/法令番号)	
と	道路交通法(昭和35年法律第105号)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、扶養者を傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する状態になった場合には、それによって扶養者に扶養されなくなることにより被保険者が被る損失に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。

① 保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
② 保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じ、その後遺障害が、別表1に掲げる等級において第1級として100%の認定割合に認定された場合

(2) (1)の規定にかかわらず、扶養者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者および扶養者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

(3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次に掲げる場合に、保険金を支払います。

① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級が第1級に該当し、100%の認定割合となる場合

② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級が第1級に該当し、100%の認定割合となる場合

③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級が第1級に該当(注)し、100%の認定割合となる場合

(注) 重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級が第1級に該当する場合であっても、それぞれの後遺障害に対する認定割合の合計の割合が100%に達しない場合は除きます。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級が第1級に該当し、認定割合が100%となる場合

(5) 既に後遺障害のある扶養者が(1)の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わったことにより別表2のいずれかに該当した場合は、当会社は、別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する認定割合が100%となる場合に、保険金を支払います。

第2条 (育児費用保険金の支払額)

当会社は、前条の規定に基づいて保険金を支払う場合には、保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害の直接の結果として、扶養者が第1条(保険金を支払う場合)の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)、被保険者または扶養者の故意または重大な過失

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失

③ 扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 扶養者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれやがある状態で自動車等を運転している間

⑤ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失

⑥ 扶養者の妊娠、出産、早産または流産

⑦ 扶養者に対する外科的手術または他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。

⑧ 扶養者に対する刑の執行

⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)

⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑪ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特長による事故

⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑬ ⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

- (注3) 運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
 (注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (注5) 使用済燃料を含みます。
 (注6) 原子核分裂生成物を含みます。

- (2) 当社は、扶養者の入浴中の溺水(注)によって扶養者が第1条(保険金を支払う場合)の状態になった場合の損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、扶養者が、当会社が保険金を支払うべき傷害を被り、その直接の結果として溺水(注)に至ったことが客観的に確認できる場合は、保険金を支払います。
 (注) 水中に没し、水を吸引したことによる窒息をいいます。
 (3) 当社は、扶養者が第1条(保険金を支払う場合)(1)の状態になった時に、扶養者が被保険者を扶養していない場合には、保険金を支払いません。

第4条(死亡の推定)

扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお扶養者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、扶養者が第1条(保険金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の損失に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合は、当社は、次に定める額を保険金として支払います。
 ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
 この保険契約の支払責任額
 ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
 この保険契約の支払責任額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 (2) (1)において、他の保険契約に、支払責任額がこの保険契約の支払責任額を超えるものがある場合は、(1)②の規定中「この保険契約の支払責任額から」とあるのを「他の保険契約の支払責任額のうち最も高額となる額から」と読み替えて適用します。

第6条(扶養者の変更)

保険契約締結の後、被保険者を扶養する者が変更になった場合に、保険契約者または被保険者はその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認したときは、新たに保険証券に記載された扶養者について、この特約の規定を適用します。

第7条(この特約の失効)

保険契約締結の後、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合は、この特約は効力を失います。

- ① 当会社が第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払った場合
 ② 被保険者が独立して生計を営むようになった場合
 ③ 被保険者が特定の個人により扶養されなくなった場合

第8条(事故発生時の義務等)

- (1) 扶養者が保険事故による傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは扶養者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 (2) 扶養者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第9条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、扶養者が死亡した時または扶養者が第1条(保険金を支払う場合)②に規定する状態になった時もしくは保険事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
 (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第10条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第8条(事故発生時の義務等)の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条(保険金の請求)および前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した扶養者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
 (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
 (注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
 (注2) 収入の喪失を含みます。

第11条(普通保険約款との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款第1章第8条(重大事由による解除)の規定に、次のとおり(4)を追加して適用します。

- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損失については適用しません。

- (2) この特約については、普通保険約款第1章第12条(保険料の返還・無効、失効または取消しの場合)②の規定中「保険契約が失効となる場合」とあるのを「育児費用補償特約第7条(この特約

の失効)の規定により、育児費用補償特約が失効となる場合」と読み替えて適用します。

第12条(準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

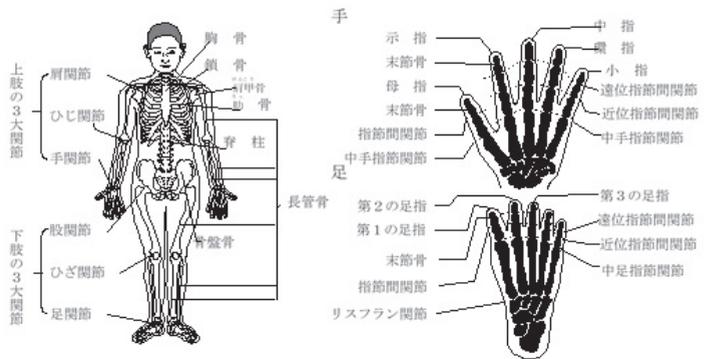
別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	認定割合
第1級	(1) 両眼が失明したものの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったものの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったものの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったものの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったものの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったものの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったものの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残したものの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったものの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

	<p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残り、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残り、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。)</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睾丸を失ったもの</p>			
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの</p> <p>(5) 1 下肢を5cm以上短縮したものの</p> <p>(6) 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</p>	34%		
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残り、服することができる労務が相当程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残り、服することができる労務が相当程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの</p> <p>(14) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したものの</p> <p>(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>	26%		
第10級	<p>(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面視で複視を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1 手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 下肢を3cm以上短縮したものの</p> <p>(9) 1 足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	20%		
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1 耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1 手の示指、中指または環指を失ったもの</p> <p>(9) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残り、労務の遂行に相当程度の支障があるもの</p>			15%
第12級	<p>(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1 耳の耳殻の大部分を欠損したものの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1 手の小指を失ったもの</p> <p>(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したものの</p> <p>(11) 1 足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p> <p>(12) 1 足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 外貌に醜状を残すもの</p>			10%
第13級	<p>(1) 1 眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(3) 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1 手の小指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(9) 1 下肢を1cm以上短縮したものの</p> <p>(10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(11) 1 足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの</p>			7%
第14級	<p>(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p>			4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第1条（保険金を支払う場合）（5）の後遺障害

1. 両眼が失明した場合
2. 両腕（手関節以上をいう。）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
3. 両脚（足関節以上をいう。）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
4. 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
 - 注1 2. および3. の規定中「手関節」および「足関節」については別表1・注2の関節の説明図によります。
 - 注2 2. および3. の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書
4.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5.	死亡診断書または死体検案書
6.	後遺障害の程度を証明する被保険者および扶養者以外の医師の診断書
7.	被保険者の印鑑証明書
8.	扶養者が死亡した時に、扶養者が被保険者を扶養していたことを証明する書類
9.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
10.	その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

葬祭費用補償特約

<用語の定義>

（1）この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
け 継続契約	葬祭費用補償特約付保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする葬祭費用補償特約付保険契約をいいます。 （注）その葬祭費用補償特約付保険契約が終了日前に解除または解約されていた場合にはその解除日または解約日をいいます。
し 疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	自動車（注）または原動機付自転車を含みます。 （注）クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を

	含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した、支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
診断	医師（注）による診断をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ 保険金	葬祭費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の葬祭費用保険金額をいいます。
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故または疾病の発病をいいます。
め 免責期間	保険証券記載の免責期間をいいます。

（2）この特約における法令は、次のとおりとします。

法令（公布年/法令番号）
と 道路交通法（昭和35年法律第105号）

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する状態になり、葬儀等が行われた場合には、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、保険金額を限度として、この特約および普通保険約款に従い、保険金をその費用の負担者に支払います。
 - ① 保険期間中に傷害を被り、その直接の結果として保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ② 保険期間中に疾病を発病し、その直接の結果として保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - ③ この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に疾病を発病し、その直接の結果としてこの保険契約の保険期間中に死亡した場合
- （2）（1）の発病の認定は、診断によります。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア、法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑧ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故
 - ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑩ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（注3）運転する地における法令によるものをいい、走行以外の操作資格を含みます。
（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注5）使用済燃料を含みます。
（注6）原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保

現金を支払いません。

- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
- ② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第4条（保険金を支払わない場合—その3）

(1) 当会社は、保険責任の開始日からその日を含めて免責期間内に発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）(1)の葬祭費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

保険契約者または被保険者の親族の負担した葬祭費用の額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）当会社が保険金を支払うべき第1条（保険金を支払う場合）(1)の葬祭費用の額のうち、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用の額をいいます。

第6条（事故発生時の義務等）

(1) 被保険者が死亡した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その死亡した日からその日を含めて30日以内に死亡の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは被保険者の死亡診断書または死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、遭難契約者または被保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

第7条（保険金の請求）

(1) この特約にかかるとの保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時から発生し、これを行便することができるものとします。

(2) この特約にかかるとの保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第8条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、第6条（事故発生時の義務等）の規定による通知または普通保険約款第1章基本条項第15条（保険金の請求）および前条の規定による請求を受けた場合は、死亡の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の死亡診断書または死体検案書の提出を求めることがあります。

(2) (1)の規定による死体の診断または検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みます。

第9条（代位）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）(1)の葬祭費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が葬祭費用の額を全額を保険金として支払った場合
保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない葬祭費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第10条（普通保険約款との関係）

(1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条（代位）の規定は適用しません。

(2) この特約については、普通保険約款第1章第8条（重大事由による解除）の規定に、次のとおり（4）を追加して適用します。

「

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、

(1)③アからオまでのいずれにも該当しない保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

」

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書
4.	保険期間中に疾病を発病したことを証明する被保険者以外の医師の診断書
5.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
6.	死亡診断書または死体検案書
7.	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
8.	被保険者の戸籍謄本
9.	葬祭費用の支出を証明する書類
10.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
11.	その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約用）

当会社は、この特約により、葬祭費用補償特約の保険金の支払事由が傷害の発生による場合は、その保険金を支払いません。

被害事故補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
う 運行中	自動車等が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
こ 後遺障害	後遺障害が生じ、その後遺障害が別表1の等級第1級から第4級までのいずれかに認定された日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき認定されたものをいいます。
し 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
自賠責保険等 自動車等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。 自動車または原動機付自転車をいいます。
た 対人賠償保険等	自動車等の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害したことに起因して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被害者に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
は 賠償義務者	被害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被害者に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
ひ 被害事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故。ただし、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がその事故を警察署に届け出た場合に限ります。 ② 運行中の自動車等に搭乗していない被保険者が、運行中の自動

		車等との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車等の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体を害される事故。ただし、その事故を生じさせた自動車等の運転者その他搭乗者が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限ります。
	被害事故障害	別表1の等級第1級から第4級までに掲げる後遺障害が生じることをいいます。
ほ	保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険金請求権者	保険事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 被保険者(注) ② 被保険者の父母、配偶者または子 (注) 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
	保険事故	この特約においては、被保険者が死亡または被害事故障害を被る原因となった被害事故をいいます。
り	臨時費用	保険金請求権者が臨時に必要とする費用をいいます。
ろ	労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法等法令によって定められた業務上の事由または通勤による災害を補償する災害補償制度をいいます。

(2) この特約における法令は、それぞれ次のとおりとします。

	法令(公布年/法令番号)
し	自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)
は	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、被害事故が保険期間中に発生し、その直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、被保険者が死亡することまたは被保険者に被害事故障害が生じることに伴って、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第2条(保険金を支払わない場合-その1)

当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条(保険金を支払わない場合-その2)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または極めて重大な過失(注)
② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
③ 被保険者に対する刑の執行
(注) 被害事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為または不作為を伴うものをいいます。
(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。
(3) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。
① その被害事故を教唆または補助する行為
② その被害事故を容認する行為
③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
④ その被害事故に関連する著しく不正な行為
(4) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失(注)によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(注) 被害事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明できない行為または不作為を伴うものをいいます。
(5) 当社は、保険金を受け取るべき者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
① その被害事故を教唆または補助する行為
② その被害事故を容認する行為
③ 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等その被害事故を誘発する行為
④ その被害事故に関連する著しく不正な行為

第4条(保険金を支払わない場合-その3)

当社は、第1条(保険金を支払う場合)の被害事故発生時において、次のいずれかに該当する者がその被害事故を発生させた場合には、保険金を支払いません。
① 被保険者
② 被保険者の配偶者
③ 被保険者または被保険者の配偶者と生計を共にする同居の親族
④ 被保険者または被保険者の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

第5条(支払保険金の計算)

当会社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。

保険金の種類	支払保険金の計算
① 保険金	<p>1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のいずれかの算式により算出した額とします。この場合において、1回の被害事故につき当会社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。</p> <p>ア. 保険金請求権者が、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を含めて保険金を請求した場合</p> $\text{支払保険金の額} = \text{次条(1)の規定により決定される損害の額} + \text{第7条(費用)の費用} - \text{次の(ア)から(ク)の合計額}$ <p>(ア) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1) (イ) 次条(1)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額 (ウ) 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償補償事業等によって給付が決定または支払われた金額 (エ) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(保険金を支払う場合)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定または支払われた保険金もしくは共済金の額 (オ) 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額 (カ) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額 (キ) 犯罪被害者等給付金支給法(注2)によって給付が受けられる場合は、その給付される額 (ク) (ア)から(キ)までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注3)</p> <p>イ. 保険金請求権者が、次条(2)の規定により、賠償義務者に損害賠償請求すべき額を除いて保険金を請求した場合</p> $\text{支払保険金の額} = \text{次条(2)の規定により決定される損害の額} + \text{第7条(費用)の費用} - \text{次の(ア)から(オ)の合計額}$ <p>(ア) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(注1) (イ) 次条(2)の規定により決定される損害の額および第7条(費用)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額 (ウ) 他の保険契約等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額 (エ) 犯罪被害者等給付金支給法(注2)によって給付が受けられる場合は、その給付される額 (オ) (ア)から(エ)までのほか、第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(注3)</p>
② 臨時費用	当社は、①アまたはイに定める保険金のほか、臨時費用を支払います。ただ

し、1回の被害事故につき、下表の額を限度とします。

被保険者の状態	臨時費用の 限度額
ア. 被害事故の直接の結果として、死亡した場合	10万円
イ. 被害事故の直接の結果として、後遺障害が生じた場合	2万円

(注1) 労働福祉事業に基づく特別支給金を除きます。

(注2) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律をいいます。

(注3) 保険金請求および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。

第6条 (損害額の決定)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、被保険者が別表1の等級第1級から第4級までに掲げる後遺障害または死亡のいずれか該当した場合に、それぞれ別表2に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、上記の額が、賠償義務者がある場合において自賠責保険等によって支払われるべき金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われるべき金額とします。
- (2) 賠償義務者がある場合には、保険金請求権者は、(1)の規定にかかわらず、当会社の同意を得て、別表2に定める算定基準に従い算出した金額のうち、その賠償義務者に損害賠償請求すべき損害に係る部分を除いた金額のみを、当会社が保険金を支払うべき損害の額として、当会社に請求することができます。

第7条 (費用)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が支出した次の費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

①	第10条(事故発生時の義務等)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第10条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

(2) 被保険者が被害事故の直接の結果として第1条(保険金を支払う場合)に規定する保険金の支払事由に該当する場合は、(1)の費用のほか、臨時費用は、これを損害の一部とみなします。

第8条 (他の身体の障害または疾病の影響)

- (1) 被保険者が被害事故障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または被害事故障害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により被害事故障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより被害事故障害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

第1条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第10条 (事故発生時の義務等)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	保険事故発生の日時、場所および身体の障害の程度を保険事故発生の日よりその日を含めて30日以内に、当会社に通知すること(注1)。
③	他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑤	他の保険契約等の有無および内容(注3)について遅滞なく当会社に通知すること。
⑥	①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 当会社が書面による通知もしくは説明を求めた場合または被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めた場合は、これに応じなければなりません。

(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第11条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条②または④から⑥までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することのできたと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ死亡し、これを行行使すことができるものとします。

- ① 被保険者が死亡した時
- ② 被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

(2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表3に掲げる書類とします。

第13条 (保険契約者、被保険者または保険金請求権者の義務等)

(1) 被保険契約者、第1条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合、賠償義務者がいるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

①	賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
②	賠償義務者の対人賠償保険等の有無およびその内容
③	賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
④	保険金請求権者が第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
⑤	保険事故の原因となった自動車等がある場合、その自動車等の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合または(1)の書類に事実と異なる記載をした場合は、それによって当会社が被った損害額を差し引いて保険金を支払います。

- (3) 被保険者は、被害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。
- (4) 保険契約者または保険金請求権者は損害賠償に係る過失割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (5) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合は、当会社は保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当会社は、賠償義務者または第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めるときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることができます。

第14条 (保険金請求の手続)

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。

第15条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、被害事故について、第10条(事故発生時の義務等)の規定による通知または第12条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 収入の喪失を含みません。

第16条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
保険金請求権者が取得した債権(注)の全額
- ② ①以外の場合
保険金請求権者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権(注)は、当会社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第17条 (普通保険約款との関係)

この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項第18条(代位)に掲げる規定は適用しません。

第18条（準用規定）

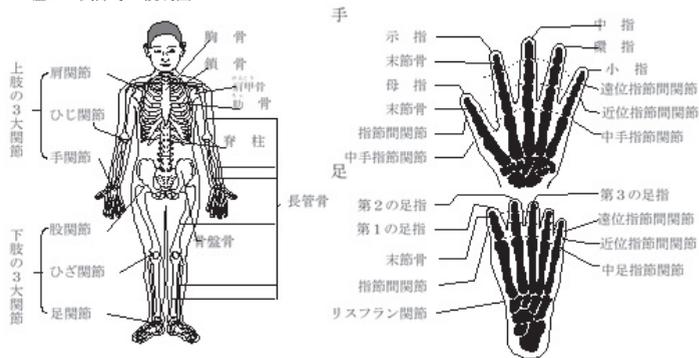
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに附された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの
第2級	(1) 一眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。） (6) 両手の手指の全部の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひざ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものと、手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表2 第1 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表1によります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。
 収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数またはライプニッツ係数

（1）被保険者区分別計算方法

- (1) 家事従事者以外の有職者
 下記のいずれか高い額とします。
 A. 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
 B. 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (2) 家事従事者および18歳以上の学生
 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (3) 幼児および18歳未満の学生
 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
- (4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
 下記のいずれか高い額とします。
 A. 18歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数
 B. 年齢別平均給与額の50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応する新ホフマン係数

（2）収入額、労働能力喪失率・喪失期間、中間利息控除方法

- 上記（1）の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間および中間利息控除方法（新ホフマン係数・ライプニッツ係数）は、下記ののとおりとします。
- (1) 収入額
 A. 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料がある場合は、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。
 B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表1によります。
 - (2) 労働能力喪失率
 付表IIに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位、程度、被保険者の年齢、職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
 - (3) 労働能力喪失期間
 労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。
 - (4) 新ホフマン係数・ライプニッツ係数
 労働能力喪失期間（年数）に対応する新ホフマン係数およびライプニッツ係数は、付表IIIによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別下記金額とします。

第1級	1,800万円
第2級	1,400万円
第3級	1,100万円
第4級	800万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する方で、父母、配偶者、子のいずれもいない場合は、第1級1,300万円、第2級1,100万円、第3級950万円とします。

3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。
 介護料 × 介護期間に対応するライプニッツ係数

（1）介護料

- (1) 別表1の第1級（3）または（4）に該当する後遺障害の場合
 1か月につき20万円とします。
- (2) 別表1の第1級（（3）および（4）を除きます。）、第2級または第3級（3）もしくは（4）該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合
 1か月につき10万円とします。

（2）介護期間、中間利息控除方法（ライプニッツ係数）

- (1) 介護期間
 障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表IVに定める平均余命等を勘案し決定します。
- (2) ライプニッツ係数
 介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表IIIによります。

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第2 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度として実費を支払います。

2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の（1）および（2）に従い次の算式により計算します。

(収入額－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数またはライプニッツ係数

(1) 被保険者区分別計算方法

(1) 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (現実収入額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

B. (年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(3) 幼児および18歳未満の学生

(18歳平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(4) 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

下記のいずれか高い額とします。

A. (18歳平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

B. (年齢別平均給与額の50%－生活費) × 就労可能年数に対応する新ホフマン係数

(2) 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

上記(1)の算式における収入額、生活費、就労可能年数および中間利息控除方法(新ホフマン係数・ライプニッツ係数)は、下記のとおりとします。

(1) 収入額

A. 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

B. 年齢別平均給与額および18歳平均給与額は、付表Iによります。

(2) 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

- A. 被扶養者がいない場合 50%
- B. 被扶養者が1人の場合 40%
- C. 被扶養者が2人の場合 35%
- D. 被扶養者が3人以上の場合 30%

(3) 就労可能年数

就労可能年数は、付表Vによります。

(4) 新ホフマン係数・ライプニッツ係数

就労可能年数に対応する新ホフマン係数およびライプニッツ係数は、付表Vによります。

3. 精神的損害

被保険者区分別に下記の金額とします。

(1) 被保険者が一家の支柱である場合

1,700万円

(2) 被保険者が18歳未満である場合(有職者を除きます。)

1,400万円

(3) 被保険者が65歳以上である場合(一家の支柱である場合を除きます。)

1,250万円

(4) 被保険者が上記以外である場合

1,450万円

4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

31	389,700	287,500
32	402,700	291,500
33	412,400	291,100
34	422,200	290,600
35	431,900	290,200
36	441,600	289,800
37	451,300	289,300
38	458,100	287,500
39	464,900	285,600
40	471,600	283,800
41	478,400	281,900
42	485,200	280,000
43	491,900	279,300
44	498,700	278,500
45	505,500	277,800
46	512,200	277,000
47	519,000	276,200
48	521,000	275,400
49	522,900	274,500
50	524,800	273,700
51	526,800	272,800
52	528,700	271,900
53	521,200	269,900
54	513,600	267,800
55	506,100	265,700
56	498,500	263,600
57	491,000	261,600
58	469,000	256,900
59	447,100	252,300
60	425,100	247,600
61	403,200	243,000
62	381,300	238,400
63	371,900	237,300
64	362,600	236,200
65	353,300	235,100
66	343,900	234,000
67	334,600	232,900
68~	325,300	231,800

付表I 年齢別平均給与額表(平均月額)

年齢	男子		女子	
	歳	円	円	円
全年齢平均給与額		425,800		261,000
18		185,800		165,000
19		201,200		173,000
20		222,600		191,500
21		244,000		210,100
22		265,400		228,600
23		279,900		237,200
24		294,300		245,800
25		308,800		254,400
26		323,300		263,000
27		337,700		271,600
28		350,700		275,600
29		363,700		279,600
30		376,700		283,600

付表II 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100

付表III 新ホフマン係数およびライプニッツ係数表

期間(年)	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
1	0.9708	0.9708
2	1.9142	1.9134
3	2.8317	2.8286
4	3.7245	3.7170
5	4.5941	4.5797
6	5.4415	5.4171
7	6.2680	6.2302

8	7.0744	7.0196
9	7.8618	7.7861
10	8.6311	8.5302
11	9.3829	9.2526
12	10.1182	9.9540
13	10.8377	10.6349
14	11.5419	11.2960
15	12.2315	11.9379
16	12.9072	12.5611
17	13.5695	13.1661
18	14.2188	13.7535
19	14.8558	14.3237
20	15.4808	14.8774
21	16.0943	15.4150
22	16.6967	15.9369
23	17.2884	16.4436
24	17.8698	16.9355
25	18.4412	17.4131
26	19.0030	17.8768
27	19.5555	18.3270
28	20.0990	18.7641
29	20.6337	19.1884
30	21.1600	19.6004
31	21.6782	20.0004
32	22.1884	20.3887
33	22.6909	20.7657
34	23.1859	21.1318
35	23.6738	21.4872
36	24.1545	21.8322
37	24.6285	22.1672
38	25.0957	22.4924
39	25.5566	22.8082
40	26.0111	23.1147
41	26.4595	23.4123
42	26.9020	23.7013
43	27.3387	23.9819
44	27.7697	24.2542
45	28.1953	24.5187
46	28.6154	24.7754
47	29.0304	25.0247
48	29.4402	25.2667
49	29.8451	25.5016
50	30.2451	25.7297
51	30.6403	25.9512
52	31.0310	26.1662
53	31.4171	26.3749
54	31.7987	26.5776
55	32.1761	26.7744
56	32.5492	26.9654
57	32.9182	27.1509
58	33.2832	27.3310
59	33.6442	27.5058
60	34.0013	27.6755
61	34.3547	27.8403
62	34.7044	28.0003
63	35.0504	28.1556

64	35.3928	28.3064
65	35.7318	28.4528
66	36.0674	28.5950
67	36.3996	28.7330

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢(18歳とします。)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年(新ホフマン係数)の場合
15.4808(20年の係数)-7.0744(8年の係数)=8.4064

付表Ⅳ 第17回生命表による平均余命(単位:年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	75.92	75.30	74.36	73.40	72.43	71.45	70.47	69.49	68.51	67.52
女	81.90	81.25	80.30	79.33	78.35	77.37	76.38	75.39	74.40	73.41
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.53	65.54	64.55	63.56	62.57	61.58	60.60	59.63	58.67	57.72
女	72.42	71.43	70.44	69.44	68.45	67.46	66.47	65.49	64.50	63.52
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	56.77	55.81	54.86	53.90	52.94	51.98	51.02	50.05	49.09	48.12
女	62.54	61.56	60.57	59.59	58.61	57.63	56.65	55.67	54.69	53.71
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.16	46.20	45.23	44.27	43.31	42.35	41.39	40.43	39.48	38.53
女	52.73	51.75	50.77	49.79	48.82	47.84	46.87	45.90	44.93	43.96
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.58	36.64	35.70	34.77	33.84	32.92	32.00	31.09	30.19	29.29
女	43.00	42.04	41.08	40.12	39.17	38.22	37.27	36.32	35.38	34.44
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.40	27.51	26.63	25.76	24.90	24.06	23.22	22.40	21.60	20.80
女	33.51	32.58	31.66	30.73	29.81	28.90	27.99	27.08	26.18	25.28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.01	19.24	18.47	17.71	16.96	16.22	15.48	14.76	14.04	13.34
女	24.39	23.51	22.63	21.75	20.89	20.03	19.17	18.33	17.50	16.68
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.66	11.99	11.33	10.70	10.09	9.50	8.93	8.38	7.85	7.35
女	15.87	15.08	14.30	13.53	12.79	12.06	11.35	10.66	9.99	9.34
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	6.88	6.43	6.02	5.63	5.27	4.93	4.60	4.30	4.01	3.75
女	8.72	8.14	7.58	7.06	6.56	6.10	5.66	5.25	4.87	4.51
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.51	3.28	3.06	2.86	2.68	2.50	2.34	2.19	2.04	1.91
女	4.18	3.88	3.60	3.34	3.10	2.88	2.68	2.49	2.31	2.15
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.79	1.67	1.56	1.46	1.37	1.28	1.20	1.12	1.05	0.98
女	2.00	1.86	1.74	1.62	1.51	1.40	1.31	1.22	1.14	1.06
	110歳	111歳								
男	—	—								
女	0.99	0.92								

(例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.53年
2. 40歳女性の平均余命年数は、43.00年

付表V 死亡時の年齢別就労可能年数および新ホフマン係数・ライプニッツ係数表

[1] 18歳未満の者に適用する表

年齢 (歳)	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者			有職者		
	就労可能年数(年)	新ホフマン係数	ライプニッツ係数	就労可能年数(年)	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
0	49	22.181	14.980	67	36.400	28.733
1	49	22.498	15.429	66	36.067	28.595
2	49	22.825	15.892	65	35.732	28.453
3	49	23.161	16.369	64	35.393	28.306
4	49	23.508	16.860	63	35.050	28.156
5	49	23.867	17.365	62	34.704	28.000
6	49	24.236	17.886	61	34.355	27.840
7	49	24.618	18.423	60	34.001	27.676
8	49	25.013	18.976	59	33.644	27.506
9	49	25.421	19.545	58	33.283	27.331
10	49	25.844	20.131	57	32.918	27.151
11	49	26.281	20.735	56	32.549	26.965
12	49	26.735	21.357	55	32.176	26.774
13	49	27.205	21.998	54	31.799	26.578
14	49	27.693	22.658	53	31.417	26.375
15	49	28.199	23.338	52	31.031	26.166
16	49	28.726	24.038	51	30.640	25.951
17	49	29.274	24.759	50	30.245	25.730

[2] 18歳以上の者に適用する表

年齢 (歳)	就労可能年数(年)	新ホフマン係数	ライプニッツ係数	年齢 (歳)	就労可能年数(年)	新ホフマン係数	ライプニッツ係数
18	49	29.845	25.502	59	11	9.383	9.253
19	48	29.440	25.267	60	11	9.383	9.253
20	47	29.030	25.025	61	10	8.631	8.530
21	46	28.615	24.775	62	10	8.631	8.530
22	45	28.195	24.519	63	9	7.862	7.786
23	44	27.770	24.254	64	9	7.862	7.786
24	43	27.339	23.982	65	9	7.862	7.786
25	42	26.902	23.701	66	8	7.074	7.020
26	41	26.460	23.412	67	8	7.074	7.020
27	40	26.011	23.115	68	8	7.074	7.020
28	39	25.557	22.808	69	7	6.268	6.230
29	38	25.096	22.492	70	7	6.268	6.230
30	37	24.629	22.167	71	6	5.442	5.417
31	36	24.155	21.832	72	6	5.442	5.417
32	35	23.674	21.487	73	6	5.442	5.417
33	34	23.186	21.132	74	6	5.442	5.417
34	33	22.691	20.766	75	5	4.594	4.580
35	32	22.188	20.389	76	5	4.594	4.580
36	31	21.678	20.000	77	5	4.594	4.580
37	30	21.160	19.600	78	4	3.725	3.717
38	29	20.634	19.188	79	4	3.725	3.717
39	28	20.099	18.764	80	4	3.725	3.717
40	27	19.556	18.327	81	4	3.725	3.717
41	26	19.003	17.877	82	4	3.725	3.717
42	25	18.441	17.413	83	3	2.832	2.829
43	24	17.870	16.936	84	3	2.832	2.829
44	23	17.288	16.444	85	3	2.832	2.829
45	22	16.697	15.937	86	3	2.832	2.829
46	21	16.094	15.415	87	3	2.832	2.829

47	20	15.481	14.877	88	3	2.832	2.829
48	19	14.856	14.324	89	2	1.914	1.913
49	18	14.219	13.754	90	2	1.914	1.913
50	17	13.570	13.166	91	2	1.914	1.913
51	16	12.907	12.561	92	2	1.914	1.913
52	15	12.232	11.938	93	2	1.914	1.913
53	14	11.542	11.296	94	2	1.914	1.913
54	13	10.838	10.635	95	2	1.914	1.913
55	13	10.838	10.635	96	2	1.914	1.913
56	12	10.118	9.954	97	2	1.914	1.913
57	12	10.118	9.954	98	2	1.914	1.913
58	11	9.383	9.253	99~	1	0.971	0.971

別表3 保険金請求書類

提出書類	
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める傷害状況報告書(警察等の受理番号を含みます。)
4.	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
5.	捜査機関に告訴もしくは告発または裁判所に訴えた際の申告を証明する書類
6.	当会社が被保険者の事故状況について警察に照会し説明を求めることについての同意書
7.	死亡診断書または死体検案書
8.	後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
9.	法定相続人の印鑑証明書
10.	被保険者の印鑑証明書
11.	被保険者の戸籍謄本
12.	法定相続人の戸籍謄本
13.	委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
14.	その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

個人賠償責任補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 個人賠償事故	次のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。 ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活(注)に起因する偶然な事故 (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
さ 財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。
し 敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支 支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住 住宅	本人の居住の用に供される住宅(注)をいいます。 (注) 同一敷地内の不動産および不動産を含みます。
身 身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
は 賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
ほ 保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
保 保険金額	当社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保 保険事故	被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法

		律上の損害賠償責任を負担する原因となった個人賠償事故をいいます。
み	本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
め	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。

第1条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
 - ② 本人の親権者
 - ③ 本人の配偶者
 - ④ ①から③までの同居の親族
 - ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
 - ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する個人賠償事故に限ります。
 - ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する個人賠償事故に限ります。
(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。
- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。

第2条 (個別適用)

- (1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(2) (1)の規定によって、第6条(保険金の支払額)①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第3条 (保険金を支払う場合)

- 当会社は、被保険者が日本国内または国外において生じた個人賠償事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは日本国内において生じた軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運行不能(注2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
(注1) 汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーティー等座席装置のないリフト等は除きます。
(注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものを行い、情報の流布(注4)のみ起因するものを除きます。
(注3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
(注4) 特定の者への伝達を含みます。

第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動による状態、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合—その2)

- 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人がその被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ⑨ 航空機、船舶(注2)、車両(注3)、銃器(注4)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注3) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注4) 空気銃を除きます。

第6条 (保険金の支払額)

当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。
① 1回の保険事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の保険事故につき、保険金額を支払った限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(注)}$$

$$- \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

② 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\text{支出した費用の額} \times \frac{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}{\text{保険金額}}$$

(注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

第7条 (費用)

費用とは、被保険者が支出した次の費用(注)をいいます。

- ① 第9条(事故発生時の義務等)①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 第9条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 個人賠償事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことよって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 損害賠償請求を護する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ⑥ 第11条(当会社による解決)(2)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第3条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (事故発生時の義務等)

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければならない。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること(注1)。
ア. 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および保険事故の状況
イ. 保険事故発生の日時、場所または保険事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求(注2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
- ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥	他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1) 当社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。
(注2) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます

第10条（事故発生時の義務違反）

- (1) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。
① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変更した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当社による解決）

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。
(2) (1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
(3) 当社は、正当な理由がなく(2)の協力に応じない場合は、(1)の規定は適用しません。

第12条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これ行使することができるとします。
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

第13条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権（注）の全額
② ①以外の場合
被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。
(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第14条（先取特権）

- (1) 保険事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
(注) 第7条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）
(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)③の場合に対して差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第15条（普通保険約款との関係）

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。
① 第14条（事故発生時の義務等）(2)
② 第18条（代位）
(2) この特約においては、普通保険約款第1章基本条項第8条（重大事由による解除）(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(4) 保険契約者または被保険者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次のことによりついでに適用しません。
① (1) ③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
② (1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当社の定める事故状況報告書
4.	公の機関（やむを得ない場合には、第三者）が発行する事故証明書
5.	死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
6.	後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定となる収入の額を示す書類
7.	傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
8.	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
9.	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます）
10.	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
11.	その他当社が普通保険約款第1章基本条項第16条（保険金の支払時期）(1)に定める必要事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めのもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

個人・受託品賠償責任補償特約

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義				
こ	個人賠償事故 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>①</td> <td>住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故</td> </tr> </table> (注) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	①	住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	②	被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故
①	住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故				
②	被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故				
さ	財物の損壊 財物の滅失、損傷または汚損をいい、紛失、盗取および詐取を含みません。				
し	敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、本人によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。				
	自動車等 自動車（注）または原動機付自転車を含みます。 (注) クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。				
	支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。				
	住宅 本人の居住の用に供される住宅（注）をいいます。 (注) 同一敷地内の動産および不動産を含みます。				

受託品	被保険者が管理する財物をいいます。
受託品賠償事故	受託品が損壊したこと、または紛失し、もしくは盗取されたことをいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
せ 船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
そ 損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
つ 通貨等	通貨および小切手をいいます。
は 賠償責任保険金	被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額に対して支払われる保険金をいいます。
ほ 保険金	この特約で支払われる賠償責任保険金および費用をいいます。
賠償金額	当会社が支払う賠償責任保険金の限度額で、保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険事故	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する原因となった、第3条(保険金を支払う場合)(1)の個人賠償事故または同条(2)の受託品賠償事故をいいます。
本人	保険証券記載の被保険者をいいます。
み 未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
め 免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出用の現金自動支払機用カードを含みます。

(2) この特約における法令は、次のとおりとします。

	法令(公布年/法令番号)
と	道路交通法(昭和35年法律第105号)

第1条(被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人
 - ② 本人の親権者
 - ③ 本人の配偶者
 - ④ ①から③までの同居の親族
 - ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
 - ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する保険事故に限ります。
 - ⑦ ②から⑤までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する保険事故に限ります。
- (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、保険事故発生時におけるものをいいます。

第2条(個別適用)

(1) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
(2) (1)の規定によって、第5条(保険金の支払額)(1)①に定める当会社の支払うべき保険金額が増額されるものではありません。

第3条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において生じた個人賠償事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは日本国内において生じた軌道上を走行する陸上の乗用具(注1)の運轉不能(注2)について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(注3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロボットウ、ティールーフ、その他座席装置のないリフト等は除きます。

(注2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものを行い、情報の流布(注4)のみ起因するものを除きます。

(注3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(注4) 特定の者への伝達を含みます。

(2) 当会社は、次に掲げる間の受託品賠償事故により、被保険者がその受託品につき正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 受託品が住宅内に保管されている間
- ② 受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外(注)で管理されている間(注) 日本国内・国外を問いません。

(3) この特約において保険金支払の対象となる受託品は、被保険者が受託した財物のうち、次に掲げるものを除いたものとします。

- ① 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、クーポン券、電子マネーその他これらに類する物

- ② 株券、手形その他の有価証券、商品券等の金券、印紙、切手その他これらに類する物
- ③ 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、印章、勲章、記章その他これらに類する物
- ④ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに類する美術品
- ⑤ 自動車等、船舶、航空機およびこれらの付属品
- ⑥ 銃砲、刀剣その他これらに類する物
- ⑦ 本人が別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑧ 動物、植物等の生物
- ⑨ 建物(注)
- ⑩ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑪ 公序良俗に反する物
- ⑫ その他下欄記載の物

データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(注) 畳、建具その他の従物および電気・ガス・冷房・暖房設備その他の付属設備を含みます。
(注) 保険金を支払わない場合

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注3) 使用済燃料を含みます。
(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(注1)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人がその被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者については、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(注2)
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶(注3)、車両(注4)、銃器(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (注1) 住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注2) 前条(1)に規定する損害賠償責任に限ります。
(注3) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注4) 原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。
(注5) 空気銃を除きます。

(3) 当会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた受託品の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない自動車等がある状態である自動車等を運転している間
 - ③ 被保険者に引き渡された以前から受託品に存在した欠陥
 - ④ 差押え、徴発、没収、破壊等固または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
 - ⑤ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
 - ⑥ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的事故または機械的故障。ただし、これらの事由によって発生した火災または破裂・爆発による損害を除きます。
 - ⑦ 受託品の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他これらに類する事由
 - ⑧ ねずみ食いまたは虫食い等
 - ⑨ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪またはひょうによる受託品の損壊
 - (注) 運転する地における法令によるものを用い、走行以外の操作資格を含みます。
- (4) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する受託品賠償事故に起因する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任

- ② 直接である間接であることを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任（注）
- ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任（注） 収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

第5条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

- ① 1回の保険事故につき当会社の支払う賠償責任保険金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、1回の保険事故につき、保険金額を支払うの限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注1）}$$

$$- \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- ② ①ただし書の規定にかかわらず、受託品賠償事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき賠償責任保険金の額は、1回の保険事故につき、10万円を支払うの限度とします。
- ③ 当会社は、①に定める賠償責任保険金のほか、次条の費用の金額を支払います。ただし、同条④および⑤の費用は、①の損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額を支払います。

$$\text{支出した費用の額} \times \frac{\text{保険金額（注2）}}{\text{①の被保険者が負担する損害賠償責任の額}}$$

（注1）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。

（注2）②の規定にかかわらず、受託品賠償事故についても、保険金額を適用します。

- （2）当会社が第3条（保険金を支払う場合）（2）の損害賠償責任について支払うべき賠償責任保険金の算出においては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、受託品賠償事故の生じた地および時において、もし受託品賠償事故がなければ有したであろうその受託品の価額を超えないものとします。

第6条（費用）

費用とは、被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

①	第8条（事故発生時の義務等）①に規定する損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	第8条③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③	保険事故が発生した場合において、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	損害賠償請求に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥	第10条（当社による解決）（2）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- （1）第3条（保険金を支払う場合）（1）または（2）の損害に対する保険金額または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- （2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条（事故発生時の義務等）

保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	次の事項を遅滞なく、当社に通知すること（注1）。
	ア. 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名または名称、年齢、職業および

	び保険事故の状況
イ.	保険事故発生の日時、場所または保険事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ.	損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③	他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
④	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑤	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
⑥	他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）当会社が書面による通知を求めた場合は、これに応じなければなりません。

（注2）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第9条（事故発生時の義務違反）

（1）保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、それぞれ次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② 前条②および⑤から⑦までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額
- ③ 前条③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条④の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条②もしくは⑦の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（当社による解決）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができず。

（2）①の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、正当な理由がなく（2）の協力に応じない場合は、（1）の規定は適用しません。

第11条（保険金の請求）

（1）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、その被保険者と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

第12条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権（注）は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権（注）の全額

- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権（注）の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（2）（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権（注）は、当社に移転した債権（注）よりも優先して弁済されるものとします。

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（3）保険契約者および被保険者は、当社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条（先取特権）

（1）保険事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合（注1）
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（注2）

- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
 (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
 (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第6条(費用)の費用に対する保険金請求権を除きます。

第14条(普通保険約款との関係)

- (1) この特約が適用される場合には、普通保険約款第1章基本条項のうち次に掲げる規定は適用しません。

- ① 第14条(事故発生時の義務等)(2)
 ② 第18条(代位)

- (2) この特約においては、普通保険約款第1章基本条項第8条(重大事由による解除)(3)を次のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

- 「(3)①または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第10条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
 (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第15条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表1 第3条(保険金を支払う場合)(3)⑦の運動等

山岳登山(注1)、リージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)。をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 職務として操縦する場合を除きます。

(注4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等)をいいます。を除きます。

別表2 保険金請求書類

	提出書類
1.	保険金請求書
2.	保険証券
3.	当会社の定める事故状況報告書
4.	公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書
5.	死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本
6.	後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
7.	傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
8.	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
9.	被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)
10.	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
11.	その他当会社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできる書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合には、上記の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

賠償事故の解決に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義とします。

	用語	定義
は	賠償事故	日本国内において発生した個人賠償責任補償特約第3条(保険金を支払う場合)または個人・受託品賠償責任補償特約第3条(保険金を支払う場合)(1)に規定する他人の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道外を走行する陸上の乗用機の運行不能をいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。
ひ	被保険者	個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約における被保険者をいいます。
ほ	保険金額	個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約の保険金額をいいます。

第1条(当会社による援助)

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、その被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

第2条(当会社による解決)

(1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社がその被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、その被保険者の同意を得て、その被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(注)を行います。
 (注) 弁護士を選任を含みます。

(2) (1)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
 ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
 ④ 個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約に免責金額の適用がある場合は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約の免責金額を下回るとき。

第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)

(1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当会社が普通保険約款、個人賠償責任補償特約、個人・受託品賠償責任補償特約およびこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生非不明
 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
 (注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{損害賠償額} = \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} - \text{次の①または②のうち、いずれか高い額}$$

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
 ② 個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約の免責金額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者または保険金を受け取るべき者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2)①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注)が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害

賠償額を支払いません。
 (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および (6) の規定にかかわらず、当社は損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当社が普通保険約款、個人賠償責任補償特約、個人・受託品賠償責任補償特約およびこの特約の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注)を限度とします。

① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人ともし折衝することができたと認めるとき。

② 当社への損害賠償額の請求として、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第4条 (損害賠償額の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当社社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当社が求めるものを当社社に提出しなければならないとします。

(3) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれがその事情を示す書類をもってその旨を当社社に申し出て、当社社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1) または②以外の3親等内の親族(注2)
 (注1) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「配偶者」の定義にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
 (注2) 普通保険約款第1章基本条項<用語の定義>における「親族」の定義にかかわらず、法律上の親族に限ります。

(4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合において、当社社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければならないとします。

(6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払いません。

第5条 (損害賠償額の支払時期)

(1) 損害賠償請求権者が第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(注) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

	照会または調査	日数
①	(1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
②	(1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日

⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
--	------

(注1) 損害賠償請求権者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日を含みます。
 (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1) および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第6条 (損害賠償請求権者の行使期限)

第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行使することができません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第7条 (仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第1条(当社による援助)または第2条(当社による解決)(1)の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上記のとくごの仮執行費を免れるための供託金を当社社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一賠償事故につき既に当社社が支払った保険金または第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合には、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1) により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社社のために供託金(注)の取戻請求権の上質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1) の貸付けまたは当社社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 個人賠償責任補償特約第6条(保険金の支払額)①ただし書または個人・受託品賠償責任補償特約第5条(保険金の支払額)(1)①ただし書

② 第3条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書

③ 第3条(7)ただし書

(注) 利息を含みます。

(4) (1) の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当社社の名による供託金または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。(注) 利息を含みます。

(5) 個人賠償責任補償特約第12条(保険金の請求)または個人・受託品賠償責任補償特約第11条(保険金の請求)の規定により当社社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条 (個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約との関係)

(1) この特約が適用される場合には、次の特約の規定は適用しません。

① 個人賠償責任補償特約第7条(費用)⑥および同第11条(当社社による解決)

② 個人・受託品賠償責任補償特約第6条(費用)⑥および同第10条(当社社による解決)

(2) この特約が付帯された保険契約に個人賠償責任補償特約が適用される場合は、同特約第6条(保険金の支払額)②の規定中「次条」とあるのは「次条①から⑤まで」と読み替えて適用します。

(3) この特約が付帯された保険契約に個人・受託品賠償責任補償特約が適用される場合は、同特約第5条(保険金の支払額)(1)③の規定中「次条」とあるのは「次条①から⑤まで」と読み替えて適用します。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、個人賠償責任補償特約または個人・受託品賠償責任補償特約の規定を準用します。

別表

損害賠償額請求書類	提出書類
1. 損害賠償額の請求書	
2. 当社社定める事故状況報告書	
3. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)が発行する事故証明書	
4. 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍簿本	
5. 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類	
6. 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類	
7. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書	
8. 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(既に支払がなされた場合はその領収書)および被害が生じた物の写真(画像データを含みます。)	
9. その他当社社が普通保険約款第1章基本条項第16条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社社が交付する書面等において定められたもの	

注 損害賠償額を請求する場合には、上記の書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

他の保険契約からの継続に関する特約

第1条 (特約の適用)

当社は、この特約が付帯された普通保険約款に次に掲げる特約が付帯されている場合において、他の保険契約（注）の保険期間の末日または解除日をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、その他の保険契約（注）を継続前の保険契約とみなして、それぞれの特約の〈用語の定義〉で定義する「継続契約」の規定を適用します。

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約

疾病入院医療保険金支払特約
疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）
疾病入院療養一時金支払特約
葬祭費用補償特約

（注）保険証券記載の他の保険契約をいいます。

第2条 (保険期間と支払責任の関係に関する特約)

前条の規定による他の保険契約に付帯された同種の特約における保険期間と支払責任の関係に関する規定において、保険期間の開始時より「1年」を経過した後に生じた保険金を支払うべき事由についてはその原因となった疾病等が保険期間の開始時以後に被ったものとみなす旨の規定がある場合、前条に掲げる特約においても、その規定を準用します。

第3条 (支払条件の変更があった場合における保険金算出方法に関する特約)

前条の規定が適用される特約については、それぞれ次に掲げる規定中「2年前の応当日以前」とあるのは「1年前の応当日以前」と読み替えて適用します。

特約名	該当規定
疾病入院医療保険金支払特約	第5条（疾病入院医療保険金の支払）（6）
疾病手術医療保険金支払特約（公的医療保険準拠型）	第5条（疾病手術医療保険金の支払）（5）
疾病入院療養一時金支払特約	第5条（疾病入院療養一時金の支払）（5）

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約

〈用語の定義〉

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第6条（保険契約の継続）（1）または（2）の規定により継続される保険契約をいいます。
こ 口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し 初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
初回保険料払込期日	初回保険料の払込方法ごとに当会社の定める期日をいいます。
て 提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
は 払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

第1条 (保険契約の申込み)

- 当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、保険契約申込書に所定の事項を記載し、当会社もしくは代理店に送付することまたはインターネット等のネットワークを通すことにより保険契約の申込みをすることができるとします。
- （1）の規定により、当会社が保険契約の申込みを受けた場合、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨を通知します。

第2条 (保険料の払込方法)

- 保険契約者は、保険契約申込書に記載されたところに従い、この保険契約に定められた保険料を払い込むものとします。
- 保険契約者は、申込みをした後、初回保険料を初回保険料払込期日までに、次のいずれかの手続により払い込まなければなりません。
 - 銀行振込
 - 口座振替
 - 書留
 - クレジットカード払
- （2）の規定にかかわらず、当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払

込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合は、この特約を除きます。

- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときには、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- （4）保険料を分割して払い込む場合で、（3）の規定により初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。
- （5）保険契約者は、（2）に定める手続のほか、当会社が指定する保険料収納窓口を通じて当会社の定める手続に従い、（2）の初回保険料を払い込むことができるとします。この場合に、その収納窓口において保険料を払い込んだ時以降、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（3）の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定による保険料領取前に生じた保険事故に関する規定は適用されないとします。
- （6）（2）から（5）までの規定にかかわらず、この保険契約に保険料支払いに関する他の特約が付帯されている場合には、その保険料支払いに関する他の特約の規定に従うものとします。
- （7）保険料を分割して払い込む場合の第2回目以降の分割保険料については、払込期日に、（2）の規定によるいずれかの手続または（6）の規定に基づく方法により払い込まなければなりません。

第3条 (保険責任の始期および終期)

当会社の保険責任の始期および終期は、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日（注1）の次の時刻に始まります。 ア、イ以外の場合 午前0時（注2） イ、この保険契約が継続契約の場合 午後4時 （注1）初回保険料払込期日（注3）の翌日以降とします。 （注2）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。 （注3）前条（3）の規定により初回保険料払込期日に変更される場合には、変更前の初回保険料払込期日とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

第4条 (初回保険料領取前の事故)

- 初回保険料払込期日までに第2条（保険料の払込方法）（2）の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、その初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所へ払い込まなければなりません。
- 当会社は、保険契約者が、第2条（保険料の払込方法）（2）の初回保険料について、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込んだ場合には、保険契約締結時に初回保険料を領取したものとみなして、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を適用します。
- 第2条（保険料の払込方法）（2）②の手続により初回保険料を払い込む場合で、保険契約者が（1）に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合は、当会社は、（1）、（2）および次条（1）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるとします。
- （4）（2）の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、第2条（保険料の払込方法）（2）の初回保険料払込期日前に生じた保険事故による損害等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者はその初回保険料を当社に払い込まなければなりません。

第5条 (保険契約の解除・初回保険料不払の場合)

- 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- （1）の規定は、保険料を分割して払い込む場合にこの保険契約に付帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- （1）の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条 (保険契約の継続)

- この保険契約の満了する日の1か月前の日の属する月の10日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了する日の内容と同一の内容（注）で継続されるものとします。以後毎年同様とします。
（注）第10条（継続契約に適用される制度・料率等）に規定する場合を除きます。
- （1）の規定にかかわらず、継続時の当社からの事前の申し出に対して保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当社は、この特約の規定に準じて、他の同種の保険契約により継続することがあります。
- （1）および（2）の規定により、この保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券等を保険契約者に交付します。

第7条 (継続契約の保険料および払込方法)

- 継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。
- 保険料を一括して払い込む保険契約の場合の継続契約の一時払保険料は、当社が事前に通知した継続契約の初回保険料払込期日までに、第2条（保険料の払込方法）（2）の規定によるいずれかの手続または同条（5）の規定による手続もしくは同条（6）の規定に基づく方法により払い込むものとします。
- 保険料を分割して払い込む保険契約の場合の継続契約の初回分割保険料は、継続前契約において

- 定められた最後の払込期日の翌月の応当日までに、第2回目以降の分割保険料はその翌月の応当日から毎月、第2条（保険料の払込方法）（2）の規定によるいずれかの手続または同条（5）の規定による手続もしくは同条（6）の規定に基づく方法により払い込むものとします。
- (4) (2) または (3) の継続契約における初回保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）（2）の手続による場合で、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日までに継続契約の初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を継続契約の初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (注) その振替日が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときは、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (5) 保険料を分割して払い込む場合で、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月以降に継続契約の初回分割保険料を口座振替する場合は、当会社は、継続契約の第2回目以降に払い込むべき分割保険料と初回分割保険料を同時に口座振替します。

第8条（継続契約の初回保険料領収前の事故）

- (1) 前条（2）または（3）の継続契約の初回保険料払込期日に継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の初回保険料を、その継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の初回保険料を払い込んだ場合には、この保険契約の継続時に継続契約の初回保険料を領収したものとみなして、継続契約の普通保険約款および継続契約に付帯された特約の規定を適用します。
- (3) 前条（2）または（3）の継続契約における初回保険料の払込方法が第2条（保険料の払込方法）（2）の手続による場合で、かつ、保険契約者が（1）に規定する継続契約の初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(1)、(2) および次条（1）の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、保険料を分割して払い込むときは、当会社は、保険契約者に対してその継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4) (2) の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、継続契約の初回保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、継続契約の初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第9条（継続契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、継続契約の初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の初回保険料の払込みがない場合には、継続契約を解除することができます。
- (2) (1) の規定は、保険料を分割して払い込む場合に継続契約に付帯された特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1) の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第10条（継続契約に適用される制度・料率等）

- (1) この保険契約に適用した制度・料率等（注）が改定された場合には、当会社は、制度・料率等（注）が改定された日以降第6条（保険契約の継続）（1）の規定によって保険期間が開始する継続契約の制度・料率等（注）を変更します。
- (注) 普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等をいいます。
- (2) (1) の規定により第7条（継続契約の保険料および払込方法）から第9条（継続契約の解除－初回保険料不払の場合）までに相当する規定に変更があった場合には、この保険契約の継続契約の保険料の払込みについては、その変更後の規定を適用します。

第11条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第6条（保険契約の継続）（1）の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第12条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、第6条（保険契約の継続）（1）および（2）の規定によりこの保険契約を継続する場合において、継続前契約の告知事項（注）に変更があったときは、書面をもって、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (注) 継続前契約の告知事項について、普通保険約款第1章基本条項第2条（告知義務）（3）③の規定による訂正に基づく変更があった場合は、その変更後の内容をいいます。
- (2) 当会社は、保険契約継続の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が、保険契約継続の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約継続の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を継続していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合またはその継続契約の締結時から5年を経過した場合（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2) の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款第1章基本条項第10条（保険契約解除・解約の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかず発生した保険事故については適用しません。
- 第13条（死亡保険金受取人）
この保険契約における死亡保険金受取人は、普通保険約款またはこれに付帯された特約の死亡保険金受取人の変更の規定にかかわらず、被保険者の法定相続人となります。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款等の規定を準用します。

通信販売に関する特約の一部変更に関する特約

第1条（特約の適用条件）

- この特約は、次のいずれも満たしている場合に適用します。
- ① 通信販売に関する特約第2条（保険料の払込方法）（2）②の手続により同条に規定する初回保険料を払い込むこと。
 - ② この保険契約の締結および保険契約者から当会社への保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間の初日の前日までになされていること。

第2条（通信販売に関する特約との関係）

当会社は、この特約により、通信販売に関する特約第3条（保険責任の始期および終期）を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任の始期および終期は、普通保険約款第1章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）（1）の規定にかかわらず、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の次の時刻に始まります。 ア. イ以外の場合 イ. この保険契約が継続契約の場合 イ以外の場合 イ. この保険契約が継続契約の場合 午後4時 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、次のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第1章基本条項第22条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合

保険証券・重要事項説明書と一緒に、この約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき

事故にあわれたときは…

すぐに取り扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金を支払われた場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑に進まなくなる場合があります。